

山形県行財政改革推進プラン

平成25年3月



山 形 県

はじめに

本県を取り巻く現状をみますと、少子高齢化や人口減少が進み、社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、グローバル化の進展により、世界経済情勢の急激な変化が、本県地域経済に直接的に影響を及ぼすようになってきております。

こうしたことから、県としては、特に、人口減少に歯止めをかけるための総合的な少子化対策や、東日本大震災を踏まえた減災の観点からの災害対応力の強化、再生可能エネルギーの導入促進などの地域再生にかかわる重点施策に一層積極的に取り組むとともに、今後の県勢発展に向けて中小企業の振興や6次産業化の促進など産業振興と雇用対策に力強く取り組んでいく必要があります。

このため、新たな短期アクションプランを策定し、これに沿って、県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し、生き活きと輝いて生きていける山形県の実現に向け、第3次山形県総合発展計画を着実に推進していくこととしております。

一方で、これまで、職員数削減や給与の見直し等による人件費の縮減など様々な歳出削減や歳入確保の取組みを実施してきたところですが、引き続き厳しい財政状況にあることから、様々な課題に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、行財政運営の全分野について不断の見直しを行っていくことが求められています。

このような基本認識の下、このたび、今後4年間の県行財政改革の方向性を示す、「山形県行財政改革推進プラン」を新たに策定いたしました。このプランに基づき、現場との対話を重視し、県民参加・協働による県づくりや県民視点に立った県政運営を推進するとともに、限られた行財政資源の中で選択と集中を図るなど、持続可能な財政基盤の確立に向けた取組みを進め、自主性・自立性の高い行財政運営を実現してまいります。

このプランの推進にあたりましては、今後とも、県民の皆様をはじめ、各種団体、企業、市町村など、県内の全ての方々と思いを一つにして取り組んでいかなければならないと考えております。

山形県の将来ビジョンとしてお示しした「自然と文明が調和した理想郷山形」の創造を目指し、皆様のご理解とご協力を、お願い申し上げます。

平成25年3月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

第 1 章 本県の行財政改革に係る基本認識

| | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | これまでの行財政改革の取組み | 1 |
| 2 | 県行財政を取り巻く現状と課題 | 3 |
| | (1) 社会経済情勢の急激な変化 | 3 |
| | (2) 新たなニーズへの対応と県政運営の質の向上の必要性 | 3 |
| | (3) 引き続き厳しい財政状況 | 4 |
| 3 | 行財政改革の必要性 | 5 |

第 2 章 行財政改革推進プランの基本的考え方

| | | |
|---|---|---|
| 1 | プランの基本的位置づけ | 6 |
| 2 | 取組みの視点 | 6 |
| | (1) 県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働～ | 6 |
| | (2) 県民視点に立った県政運営の推進 ～県政運営の信頼性・質の向上～ | 6 |
| | (3) 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～簡素で効率的な県庁づくり～ | 6 |
| 3 | 推進期間 | 7 |
| 4 | 推進体制 | 7 |
| 5 | プランの見直し | 7 |
| | 山形県行財政改革推進プランの基本的考え方（イメージ） | 8 |
| | <参考> 「これからの県政運営の基本的考え方」（平成 24 年 9 月） | 9 |

第 3 章 行財政改革の取組内容

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 第 1 | 県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働～ | 10 |
| 1 | 県民、NPO等との連携・協働 | 10 |
| | (1) 県民、NPO等との連携・協働の推進 | 10 |
| | (2) 県民の社会貢献活動への参加促進とNPO等の活動基盤の充実・強化 | 11 |
| 2 | 企業等との連携・協働 | 12 |
| | (1) 企業等との連携・協働の推進 | 12 |
| | (2) 民間の能力・ノウハウを活かした県民サービスの提供 | 13 |
| 3 | 市町村との連携・協働 | 14 |
| | (1) 市町村との連携・協働の推進 | 14 |
| | (2) 市町村の自主的な行政運営への支援 | 15 |

| | | |
|-----------|---|----|
| 4 | 減災の視点からの災害時の連携・協働 | 16 |
| 第2 | 県民視点に立った県政運営の推進 ～県政運営の信頼性・質の向上～ | 18 |
| 1 | 県民との対話型県政の推進 | 18 |
| | (1) 積極的・効果的な県政情報の発信 | 18 |
| | (2) 県民との対話の推進と県民の声の的確な把握 | 19 |
| 2 | 県政運営の透明性・信頼性の確保 | 22 |
| | (1) 情報公開等の推進 | 22 |
| | (2) 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施 | 24 |
| | (3) 法令遵守等の徹底 | 25 |
| | (4) 公共調達制度の改善 | 27 |
| 3 | 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進 | 28 |
| 第3 | 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり | |
| | ～簡素で効率的な県庁づくり～ | 29 |
| 1 | 県民のための県庁づくり | 29 |
| | (1) 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり | 29 |
| | (2) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用 | 30 |
| | (3) 簡素で効率的な組織機構の実現 | 31 |
| | (4) 行政事務の簡素・効率化の推進と県民の利便性の向上 | 32 |
| | (5) 危機管理体制の強化 | 34 |
| 2 | 持続可能な財政基盤の確立 | 35 |
| | (1) 歳入の確保 | 35 |
| | (2) 歳出の見直し | 37 |
| | (3) 健全な財政運営 | 41 |
| | (4) 県有財産の総合的な管理・活用の推進 | 43 |
| | (5) 企業会計における経営改善の推進 | 44 |
| | (6) 公社等の見直し | 45 |
| | 出先機関の「見直し方針」について | 48 |
| | <参考> 第3次山形県総合発展計画 短期アクションプラン（平成25年度～28年度）（概要） | 50 |
| | [参考資料] | |
| | 山形県行財政改革推進プランの策定経過 | 53 |
| | 山形県行財政改革推進本部設置要綱 | 54 |
| | 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会設置要綱 | 56 |

第1章 本県の行財政改革に係る基本認識

1 これまでの行財政改革の取組み

本県では、これまで、平成7年度の山形県行財政改革大綱以来、6次にわたり行財政改革推進プラン等を策定し、様々な行財政改革の取組みを行ってきたところであり、一定の成果をあげてきた。

- 知事部局（一般会計）の職員数は、行革プラン等により職員数削減の取組みを始めた平成9年度から平成25年4月までの16年間で約20%、1,096人の削減を行い、職員給（当初予算）については、ピークの平成13年度と比して、平成25年度で約25%、約86億円の削減を行ってきた。

図1 職員数削減の状況

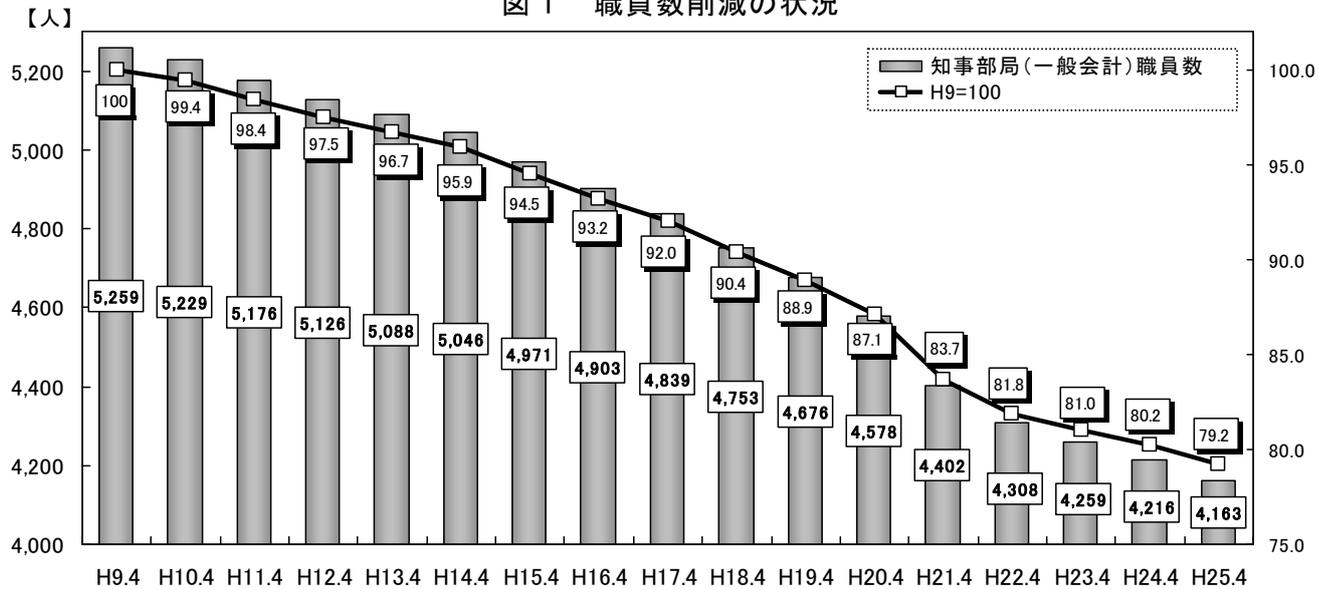
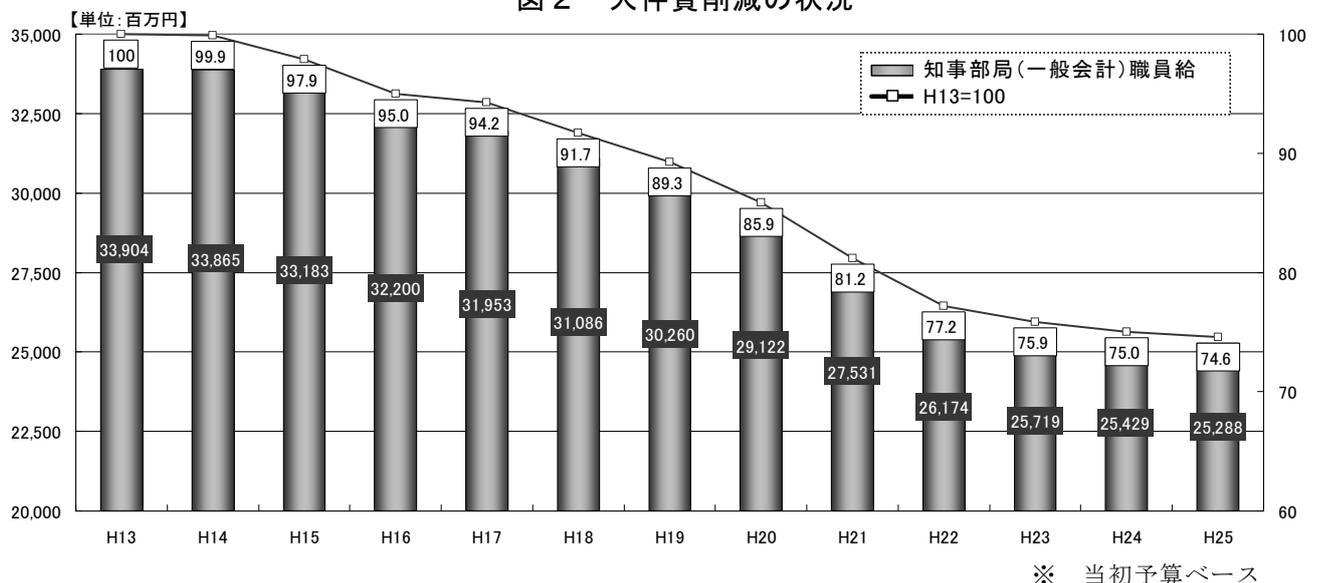
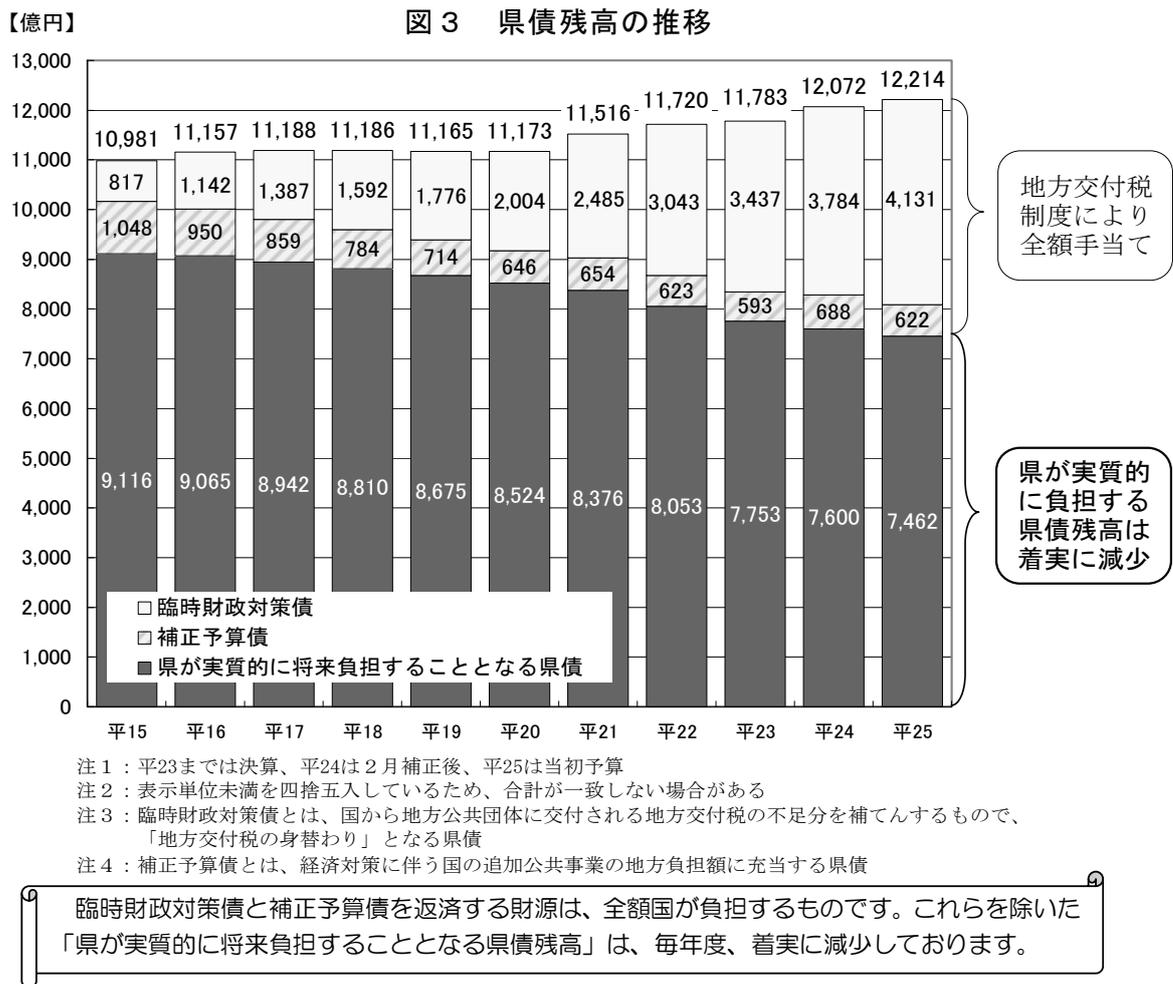


図2 人件費削減の状況



- また、臨時財政対策債及び補正予算債を除く県債残高は、平成 15 年度をピークに縮減を図り、平成 25 年度（当初予算）では、平成 15 年度比で 1,655 億円削減した。



- 直近 4 年間の取組みとしては、知事部局職員数を 415 名削減※し、職員人件費を約 38 億円削減※した。また、知事等特別職の給料月額削減や、職員退職手当の平均 400 万円引下げ、行政委員会の委員報酬の原則日額化をはじめ、光熱水費やコピー代等の行政経費の削減など、様々な歳出の削減を実施してきた。 ※ 平成 20 年 4 月と平成 25 年 4 月の比較

一方、知事公舎、公館の廃止、売却など遊休財産の売却や、広報媒体等への企業広告の掲載、ネーミングライツの取組み、自動車税等のコンビニエンスストア収納等の納税環境の改善など、歳入の確保にも取り組んできた。

さらには、簡素で効率的な県庁づくりのため、総務事務システムの導入や事務事業の見直しなどによる行政事務の改善、出先機関の見直しをはじめとした組織機構の見直しを不断に行ってきた。

この間、実質的な負担となる県債残高は 1,062 億円削減※した。

※ 平成 20 年度と平成 25 年度の比較

- なお、知事部局職員数については、「地域主権時代の県政運営指針（平成 22 年 3 月）」において 3 年間で 3 %を上回る削減目標を掲げ、これを達成した。（3.3%の削減※）

※ 平成 22 年 4 月と平成 25 年 4 月の比較

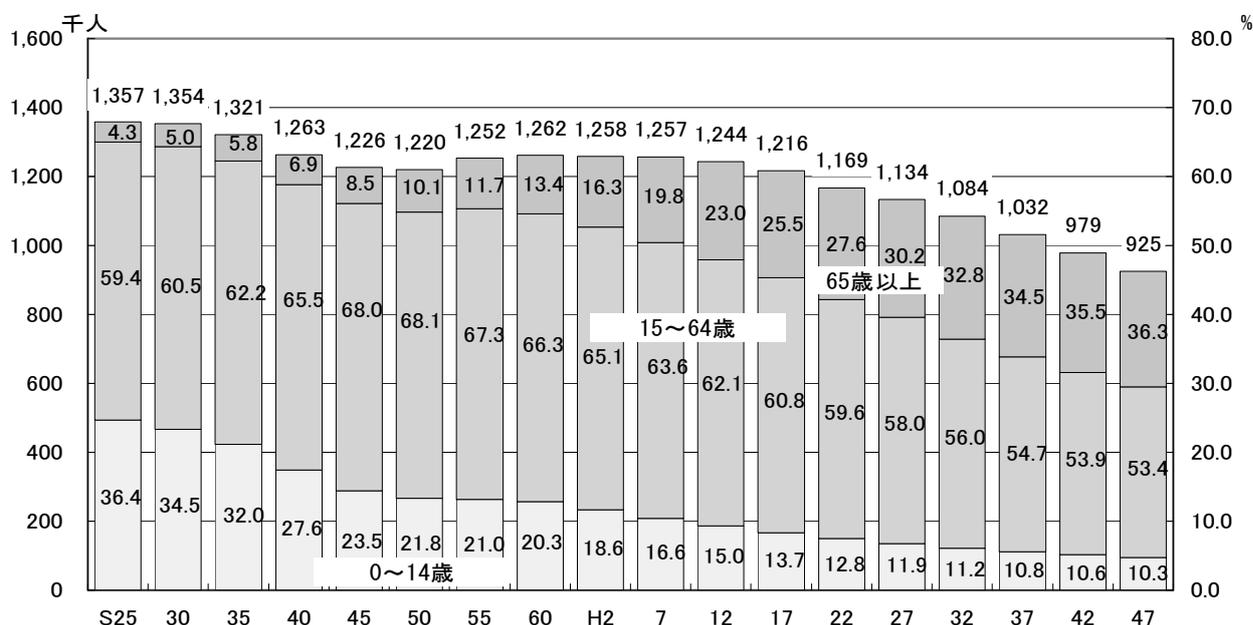
2 県行財政を取り巻く現状と課題

今日の本県を取り巻く社会経済情勢の急激な変化や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえた対応など、県政は多くの課題に直面している。一方、県財政は、公債費が高水準で推移するなど、引き続き厳しい状況にある。

(1) 社会経済情勢の急激な変化

- 本県においては、全国に先んじて高齢化が進行しているが、今後、さらに少子高齢化を伴う人口減少が進み、社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、本県の産業活力の低下や地域コミュニティの弱体化などを招く恐れがある。

図4 本県人口の推移（平成27年度以降は推計値）



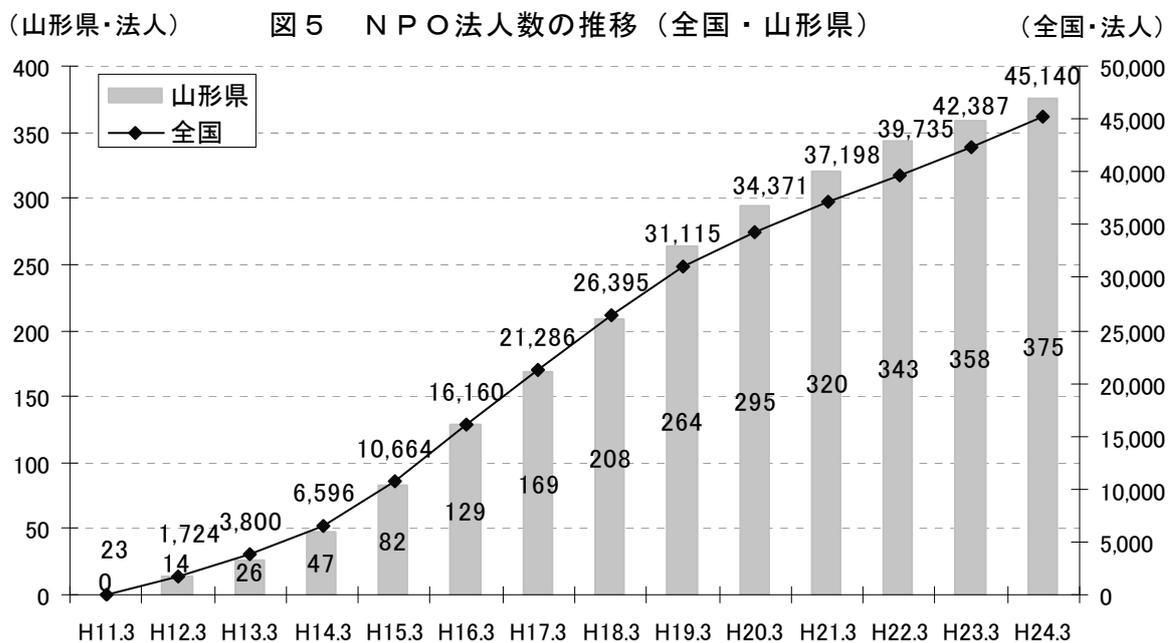
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」・「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」、総務省「国勢調査」

- また、多くの人、モノ、金、情報が国境を越えて活発に交流するグローバル化の進展により、欧州債務問題や為替の変動などの急激な世界経済情勢の変化が、本県地域経済に直接的に影響を及ぼすようになってきている。
- さらに、東日本大震災及び原子力発電所事故は、多方面にわたり、県民生活や経済活動に極めて大きな影響を与えた。この経験を踏まえた、安全・安心への対応や再生可能エネルギーの導入拡大など、県政は新たな課題に直面している。

(2) 新たなニーズへの対応と県政運営の質の向上の必要性

- このような社会経済情勢の急激な変化や、公共サービスに対する県民ニーズの多様化に伴う課題に対し、県はそれを的確に把握し、効果的に施策を展開していくことが必要である。

- このためには、県だけでなく、NPO法人をはじめとする社会貢献活動の担い手や、近年、社会貢献意識の高まりがみられる県民や企業、さらには基礎自治体である市町村など、多様な主体と連携・協働して県づくりを進めていくことが重要となっている。



（資料）山形県社会貢献活動推進計画（平成24年3月）、H24.3は内閣府

- また、地方分権改革の進展は、住民に身近な地方公共団体の裁量が拡大するとともに、責任が一層高まることを意味することから、県においても法令遵守等を徹底するなど、県政運営の透明性・信頼性の確保や質の向上を図り、県民視点に立った県政運営を推進する必要がある。

（3）引き続き厳しい財政状況

- 本県においては、これまで、職員数削減や給与の見直し等による人件費の縮減など様々な歳出の削減や歳入確保の取組みを実施してきたところであるが、県財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、今後も財源不足が見込まれ、引き続き厳しい状況が想定される。

3 行財政改革の必要性

このように、県政を取り巻く現状に様々な課題があるなかで、特に、人口減少に歯止めをかけるための総合的な少子化対策や、産業振興と雇用対策、東日本大震災を踏まえた減災の観点からの災害対応力の強化、再生可能エネルギーの導入促進などの重点課題に、より一層積極的に取り組んでいく必要があることから、県としては、新たな短期アクションプラン（平成 25～28 年度）を策定し、これに沿って、第 3 次山形県総合発展計画を着実に推進していくこととしている。

このため、行財政運営にあたっては、多様な主体との連携・協働のもと、県民参加の県づくりの推進が重要であるとともに、自主性・自立性の高い県政運営を支える、持続可能な財政基盤の確立が不可欠であることから、これまでの成果の上に立って、行財政改革の取組みをさらに進めていく必要がある。

【第 3 次山形県総合発展計画（平成 22 年 3 月策定）】

○ これからの県づくりの指針となる計画。「長期構想」と「短期アクションプラン」により構成。

◇ 長期構想（計画期間：概ね 10 ヶ年）

県づくりの基本的な考え方と基本目標、その実現に向けた政策展開の方向性を示す。

〈県づくりの中心的な考え方〉

未来の発展の源泉となる生命や希望を生み・育て・活かす

〈基本目標〉

緑と心が豊かに奏であい一人ひとりが輝く山形

〈県づくり構想の柱〉

① 暮らし

安心が根つき、楽しさや充実感のある「暮らし」の実現

② 産業・経済

地域資源と多様な絆をもとに固有の価値を生み、安定的に発展し続ける「産業・経済」の実現

③ 地域社会

豊かで質の高い暮らしや活力ある産業を支え続ける「地域社会」の実現

◇ 短期アクションプラン（計画期間：概ね 4 ヶ年）

長期構想の目標を実現するために、重点的に取り組む事業の方向性やその推進工程を示す。

毎年、事業等の進捗状況や課題、目標指標の達成状況等の整理・分析・評価などを通じて、事業等の内容を見直し、改善を図る。

※ 短期アクションプラン（平成 25～28 年度）の概要は P50 参照

第2章 行財政改革推進プランの基本的考え方

1 プランの基本的位置づけ

「県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し、生き活きと輝いて生きていける山形県」の実現に向け、新たな短期アクションプランに沿って、第3次山形県総合発展計画を着実に推進するため、県を取り巻く環境や厳しい県の財政状況を踏まえながら、様々な課題に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い、改革を進めていく。

2 取組みの視点

(1) 県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働～

- 公共サービスに対する県民ニーズの多様化に対応するため、県民、NPO、企業等との適切な役割分担のもと、連携・協働をさらに進める。
- 地方分権改革の進展を踏まえ、市町村との役割分担に立った連携・協働を進めるとともに、市町村の自主的な行政運営への支援を行う。
- 災害発生時の被害を最小化する減災の視点に立った連携・協働を進める。

(2) 県民視点に立った県政運営の推進 ～県政運営の信頼性・質の向上～

- 県民が必要とする行政サービスを的確に提供するため、県民との対話を推進する。また、県民の県政への信頼と理解を深めるため、県政運営の透明性を確保する。
- 地方分権改革の動きを踏まえた施策を推進する。

(3) 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～簡素で効率的な県庁づくり～

- 責任感を持って自分で考え行動する、意欲ある職員を育成するとともに、新しい行政課題にも的確に対応していける簡素で効率的な組織機構を確立する。
- 行政事務の簡素・効率化と県民の利便性向上に取り組む一方、東日本大震災の発生を踏まえ、危機管理体制を強化する。
- 自主性・自立性の高い県政運営を行っていくために、持続可能な財政基盤の確立に向けた取組みを進める。

3 推進期間

- 平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間

4 推進体制

- 知事を本部長とする山形県行財政改革推進本部を中心に、全ての職員が目的を共有しながら、組織をあげて着実に推進する。
- 取組みの推進にあたっては、県民の声や県議会の意見を聞くとともに、第三者で構成する山形県行政支出点検・行政改革推進委員会から評価と助言を得ながら推進する。

5 プランの見直し

- 推進期間中における社会経済情勢等の変化に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じてこのプランの見直しを行う。

山形県行財政改革推進プランの基本的考え方（イメージ）

県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し、生き活きと輝いて生きていける山形県

第3次山形県総合発展計画 短期アクションプランの推進

◎プランの基本的位置づけ 【推進期間 平成25年度～平成28年度】

新たな短期アクションプランに沿って、第3次山形県総合発展計画を着実に推進するため、県を取り巻く環境や厳しい県の財政状況を踏まえながら、様々な課題に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い、改革を進めていく。

第1 県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働～

◎民間等との連携・協働

- 県民、NPO等との連携・協働の推進
- 企業等との連携・協働の推進
- 民間の能力・ノウハウの活用

◎市町村との連携・協働

- 県と市町村との連携・協働の推進
- 市町村の自主的な行政運営への支援

◎減災の視点からの災害時の連携・協働

第2 県民視点に立った県政運営の推進

～県政運営の信頼性・質の向上～

◎県民との対話型県政の推進

- 積極的・効果的な県政情報の発信
- 県民との対話の推進と県民の声の的確な把握

◎県政運営の透明性・信頼性の確保

- 情報公開等の推進
- 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施
- 法令遵守等の徹底
- 公共調達制度の改善

◎地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

～簡素で効率的な県庁づくり～

◎県民のための県庁づくり

- 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり
- 職員的能力を最大限に引き出す人材活用
- 簡素で効率的な組織機構の実現
- 行政事務の簡素・効率化の推進と県民の利便性の向上
- 危機管理体制の強化

◎持続可能な財政基盤の確立

- 歳入の確保
- 歳出の見直し
- 健全な財政運営
- 県有財産の総合的な管理・活用の推進
- 企業会計における経営改善の推進
- 公社等の見直し

■県政を取り巻く現状と課題

◎社会経済情勢の急激な変化

- 今後の少子高齢化を伴う人口減少、社会保障関係経費の増加
- 急激な世界情勢の変化による本県地域経済への影響
- 東日本大震災、原子力発電所事故等の大災害の発生

◎新たなニーズへの対応と県政運営の質の向上の必要性

- 社会経済情勢の急激な変化や、県民ニーズの多様化に伴う課題に対し、的確な施策展開が必要
- NPOなど、社会貢献活動の担い手との連携・協働が必要
- 地方分権改革の進展により、自主的・自立的な県政運営が求められることから、透明性の確保や質の向上が必要

◎引き続き厳しい財政状況

- 職員数削減や給与の見直し等による人件費の縮減など様々な歳出の削減や歳入確保の取組みを実施してきたが、県財政は、社会保障関係経費の自然増などにより、今後も財源不足が想定

<参考> 【「これからの県政運営の基本的考え方」(平成24年9月)】

「県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し、活き活きと輝いて生きていける山形県」の実現に向け、次期短期アクションプランに沿って、第3次山形県総合発展計画を着実に推進していく。

これにより、未来を拓く新たな可能性を創り出し、東北全体の復興、日本の再生に貢献し、新しい時代を牽引していく。

人材の育成を全ての施策の基本に据えながら、次の6つを県政運営の柱として取り組む。

〔施策の展開方向〕

○**県勢の発展を担い、未来を築く子育て支援・人づくりの充実**

- ①総合的な少子化対策の推進
- ②子どもの多様な力を引き出す教育の推進
- ③若者が活躍できる環境づくりの推進
- ④多様な県民活動の促進

○**いのちと暮らしを守る安全・安心な社会の構築**

- ①安心して健康長寿で暮らせる医療提供体制の充実、健康づくりの推進
- ②高齢になっても安心して住み続けることのできる社会づくりの推進
- ③障がい者が活き活きと生活できる支援体制の充実
- ④危機管理機能の充実強化
- ⑤暮らしの安全・安心の確保

○**強みと特色を活かした産業振興・雇用創出**

- ①競争力を持つ産業群の形成
- ②県産品の販売拡大
- ③地域資源を活用した観光交流の拡大
- ④安定的な雇用の創出・確保

○**高い競争力を持ち、豊かな地域をつくる農林水産業の展開**

- ①競争力の高い農林漁業経営体の育成
- ②農林水産業を起点とする多様な経営展開
- ③県産農林水産物の流通・販売の促進
- ④農山漁村資源の積極的活用
- ⑤農林水産業を支える人材・基盤づくり

○**エネルギーを安定供給し、持続的な発展を可能にする環境資産の保全・創造・活用**

- ①再生可能エネルギー等の導入促進と産業振興・地域活性化
- ②環境資産の保全・活用による地域活力の向上

○**地域活力を生み出し災害に強い県土基盤の形成**

- ①広域交通ネットワークの整備促進
- ②生活を支える社会資本の整備・強化
- ③活力ある都市と魅力ある中山間地域の形成

第3章 行財政改革の取組内容

第1 県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働～

多様化する県民ニーズ、地方分権改革の進展、東日本大震災及び原子力発電所事故の発生を踏まえた安全安心への対応など、直面する多くの県政課題に的確に対応するとともに、県民参加の県づくりを進めるため、県民、NPO※、企業、大学、市町村など、多様な主体と県とが、適切な役割分担のもとに連携・協働を推進していく。

※ NPO：Non Profit Organization の略。民間非営利組織。特定非営利活動法人のほか、ボランティア団体や市民活動団体等の任意の社会貢献活動団体を含む。なお、公益法人や公益を担う側面を持つ各種団体、例えば自治会や町内会等の地縁組織等を含む場合は、NPO等とする。

1 県民、NPO等との連携・協働

(1) 県民、NPO等との連携・協働の推進

県民、NPO等の多様な主体との連携・協働をさらに推進するとともに、その仕組みづくりを進める。

① 多様な主体との連携・協働の推進

幅広い分野における、県民、NPO等の地域の多様な主体と県との連携・協働を推進する。

- ・やまがた社会貢献基金※を活用した事業の促進
- ・多様な主体との連携・協働を図りながら進める県事業の推進

※ やまがた社会貢献基金：県民や企業からの寄附及び県の拠出金により造成した基金。身近な地域の問題や社会的な課題を解決するために、NPO等が取り組む社会貢献事業を支援。外部有識者からなる基金運営委員会を設置し、その意見を聞きながら山形県が運営。

【多様な主体との連携・協働の例】

[やまがた社会貢献基金を活用した事業]

- ・自然保護、環境保全（NPO法人による、海岸美化活動等）
- ・若者による地域づくり（NPO法人による、屋内スポーツ施設での子どもの指導）
- ・被災地の支援（支援グループによる、ボランティア派遣事業）
- ・子育て支援（NPO法人による、親子のふれあい活動）

[多様な主体との連携・協働を図りながら進める県事業]

- ・県民参加の森づくり活動（地域住民等、県民参加による里山保全活動等）
- ・消費者啓発（NPO等と連携した、公民館等での消費者被害防止活動等）
- ・除雪（県、市、自治会の協定等に基づく官民協働除排雪作業や、市町村を越えて除雪ボランティア活動を実施する者への支援等）
- ・交通安全や防犯活動の取組みの推進（少年警察ボランティアによる街頭補導活動等）

② 連携・協働を進める仕組みづくり

NPO等との協働事業を行うにあたっては、NPO等との意見交換を通じ、地域の身近な課題を把握する。また、「NPOとの協働ガイドブック（平成20年3月）」に基づき、NPO等と連携・協働する事業を企画立案する場合においては、十分な協議の期間を確保して進める。

- ・やまがた社会貢献基金を活用した事業の説明会及び意見交換会の開催
- ・多様な主体との連携・協働を図りながら進める県事業に係る説明会等の開催

《目標指標》

- 県とNPO等との協働事業数 137事業（平成24年度） → 150事業（平成28年度）
 - やまがた社会貢献基金助成額（累計） 127百万円（平成23年度） → 352百万円（平成28年度）
- ※ 上記は、山形県社会貢献活動推進計画

（2）県民の社会貢献活動への参加促進とNPO等の活動基盤の充実・強化

県民の社会貢献活動に対する理解や関心を高め、参加を促進するとともに、連携・協働の担い手となるNPO等について、活動基盤の充実・強化を図る。

① 県民の社会貢献活動への参加促進

やまがた社会貢献基金への寄附の促進を図るとともに、社会貢献活動に関する情報の発信や社会貢献活動に対する顕彰等を行う。

- ・県ホームページや広報媒体によるNPO活動の情報発信
- ・「やまがた公益大賞」による社会貢献活動の顕彰、活動の紹介

② NPO等の活動基盤の充実・強化

NPO等の資金面、運営面での基盤強化や認定NPO法人制度※の周知等を図る。

- ・NPO等の活動へのやまがた社会貢献基金による支援
- ・NPO等に対する、運営資金の調達や人材育成に関する研修の実施
- ・NPO等の中間支援組織※のネットワークの強化
- ・認定NPO法人制度の周知、認定取得に向けた支援

※ NPO等の中間支援組織：NPO等と県民、企業、行政等の間に立ち、多方面からNPO等の活動を支援する組織。NPO法人の設立や運営に関する助言や指導を実施。主な中間支援機能として、情報収集・発信、相談、人材育成、マネジメント能力の向上支援等がある。

※ 認定NPO法人制度：NPO法人のうち、総収入額のうち占める寄附金収入の割合が1/5以上であること等、一定の基準等に適合するものとして県が認定を行うもの。認定NPO法人に対して支出した寄附について、税制上の優遇措置が講じられる。

《目標指標》

- 県民のボランティア活動参加率 16.7%（平成 23 年度） → 30%（平成 28 年度）
- やまがた社会貢献基金への寄附件数（累計） 171 件（平成 23 年度） → 338 件（平成 28 年度）
- 県内の NPO 法人の寄附収入 167 百万円（平成 23 年度） → 180 百万円（平成 28 年度）
- 認定 NPO 法人の数 1 法人（平成 23 年度） → 10 法人（平成 28 年度）

※上記は、山形県社会貢献活動推進計画

2 企業等との連携・協働

（1）企業等との連携・協働の推進

各種の施策を推進するため、企業等の持つ資源や知識を活かした、県民等の公益活動への資金面の支援や地域課題の解決のための取組みなど、企業や大学等との多様な連携・協働を推進する。

① 課題解決のための連携・協働の推進

企業や大学等との協定締結等、様々な形態による連携・協働により、地域の課題解決を行う仕組みづくりを推進する。

【課題解決のための連携・協働の例】

- ・「やまがた絆の森協定※」に基づく森林の整備等
- ・コンビニエンスストア等との包括連携協定に基づく、店舗における観光情報の発信等
- ・地域の見守り活動の推進（新聞社、販売店との連携による、高齢者や障がい者の見守り活動等）
- ・企業等と連携した地球温暖化防止活動（事業所のアクション（エコスタイルチャレンジ）※）
- ・企業等を献血サポート団体として認定、活動状況を県ホームページに掲載し、献血活動を推進
- ・山形大学医学部との協定に基づく「山形方式・医師生涯サポートプログラム」による、総合的な医師確保対策
- ・慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学、県試験研究機関、金融機関等が連携し、県内企業による先導的なバイオ技術を活用した事業化を促進
- ・鶴岡工業高等専門学校との連携協定に基づく、県内企業との人材育成事業等の実施

※ やまがた絆の森協定：県、企業、森林所有者の3者で協定を結び、森林の整備（植栽や枝打ち等）等の活動を実施。

※ 事業所のアクション（エコスタイルチャレンジ）：「山形県地球温暖化対策実行計画（平成 24 年 3 月）」に基づき実施される、事業所における自主的な省エネルギー活動。クールビズやウォームビズ、ノーマイカーデーなど。

② 基金の活用等による資金面からの公益活動の支援

やまがた社会貢献基金を通じた、企業等とNPO等との連携・協働を推進するとともに、企業等からNPO等への寄附の促進を図る。

- ・やまがた社会貢献基金への寄附を県内外の企業から募集
- ・やまがた社会貢献基金の普及やNPO等の活動への理解を促進するため、NPO等の活動発表会や企業等とNPO等の交流会を実施

③ 地域の多様な主体による河川等の維持管理の支援

ふるさとの川アダプト※やマイロードサポート※など、地域住民が行う身近な環境の整備を支援する企業等の活動を推進する。

※ ふるさとの川アダプト：県と協定を締結した団体が実施する、県内河川・海岸・砂防区域を対象とした環境保全・清掃美化及び啓発等の環境保全のためのボランティア活動。

※ マイロードサポート：県と協定を締結した団体が、その活動区間において、主体的に道路の美化や歩道除雪等を行い、県と協働して道路を常に清潔で良好な状態に保つ活動。

《目標指標》

- 事業所のアクション（エコスタイルチャレンジ事業）参加事業所数
1,565 事業所（平成 23 年度） → 2,200 事業所（平成 28 年度）
- 献血サポート団体数 227 団体（平成 23 年度） → 290 団体（平成 28 年度）
- やまがた社会貢献基金への寄附金額（累計）
215 百万円（平成 23 年度） → 315 百万円（平成 28 年度）
- 県外からの社会貢献基金への寄附金額 1,078 千円（平成 23 年度） → 2,000 千円（平成 28 年度）
- ふるさとの川アダプト事業認定団体数 467 団体（平成 24 年度） → 480 団体（平成 28 年度）
- マイロードサポート登録団体数 426 団体（平成 24 年度） → 500 団体（平成 28 年度）

（２）民間の能力・ノウハウを活かした県民サービスの提供

民間の能力やノウハウを活かし、より質の高い行政サービスを提供するため、地域の活性化や雇用の確保等に十分配慮しながら、民間への委託等を引き続き推進していく。

- ・民間等委託推進方針に基づき、協働の視点に立ったアウトソーシングを推進
- ・指定管理者制度導入施設において、モニタリングを通じた、所管部局による管理運営状況の分析・検証をさらに徹底し、サービスの質を向上
- ・公共施設の建設の際にはPFI制度※導入を検討するなど、民間資金・活力を導入した取り組みをさらに推進

※ PFI制度：PFIはPrivate Finance Initiativeの略語。公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する制度。

【民間等委託推進方針（平成17年7月）】（概要）

- 民間等委託推進の目的
 - ・ 県民サービスの質の向上
 - ・ 効率的・効果的な行政運営
 - ・ 県民の参画やNPO等との協働による暮らしやすい地域社会の形成
 - ・ 地域の活性化、雇用の創出
- 方向性
 - 「民間にできることは民間に委ねる」との基本的な考えに基づき、業務の民間等への委託を積極的に推進するとともに一層の効率化を図る。
- 推進の視点
 - 視点 1 新たな民間等委託の可能性を検討する。
 - 視点 2 これまで進めてきた分野を一層推進する。
 - 視点 3 既に民間等委託している業務について、一層効率的・効果的な委託の可能性について検討する。

《目標指標》

- 指定管理者制度導入施設のサービス提供、管理運営状況の検証におけるA評価※の割合
40%（平成23年度） → 50%（平成28年度）

※ 「サービスの向上」及び「地域の活性化、雇用の確保等」の検証項目において仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされているもの。（A評価：A～Dの4段階評価）

3 市町村との連携・協働

（1）市町村との連携・協働の推進

国における法制度の整備動向を踏まえながら、県と市町村との適切な役割分担のもと、地域の実情に応じた効果的な連携・協働を進める。

- ・ 総合支庁における、各市町村との情報共有や事業の連携のための定期的な会議の開催
- ・ 県と市町村の連携・協働を推進するための指針等の策定

《工程表》

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|
| ◎県と市町村の連携・協働を推進するための指針等 | 検討・策定 | 推進 | | |

(2) 市町村の自主的な行政運営への支援

各市町村の課題解決にあたり、地域の実情に応じた最適な手法により自主的に取り組んでいけるよう支援を行う。

① 事務処理の共同化など広域連携の推進

各市町村が、個別の課題を解決していくにあたり、市町村間の連携（事務の共同処理、事務の委託、広域連合、定住自立圏※等）などに、最適な手法で自主的に取り組んでいけるよう支援を行う。

- ・専門性の高い業務やICT※関連業務などをはじめとした、事務処理の共同化の促進
- ・市町村間の連携に向けた取組みなど、行財政基盤の強化に向けて自主的に取り組む市町村に対して、積極的な助言・支援を実施

※ 定住自立圏：一定の都市機能の集積がある中心市と周辺市町村が、1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携することで形成される圏域。本県では、山形市を中心市とする山形定住自立圏、鶴岡市を中心とする庄内南部定住自立圏が形成されている。（平成25年1月現在）

※ ICT：Information and Communications Technology の略。インターネット等の情報通信技術のこと。

② 事務・権限移譲の推進

住民に、より身近な基礎自治体である市町村が、その役割を十分果たしていけるよう、法令による市町村への一律の事務・権限の移譲に加え、引き続き、市町村の意向を踏まえながら、県から市町村への事務・権限移譲を推進する。

- ・山形県事務・権限移譲推進プログラム（平成25年3月改定）に基づき、県から市町村への事務・権限移譲を推進※

※ 山形県事務・権限移譲推進プログラムに基づく事務・権限移譲数（平成18年度～）：20法令、173事務
（平成24年4月現在）

③ 市町村の創意工夫による施策展開への支援

市町村総合交付金制度について、市町村の創意工夫による施策展開に資するため、弾力的な運用ができるよう、対象事業の追加・見直しや制度設計の見直しを行う。

《工程表》

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------|---------|---------|--------|--------|
| ◎市町村総合交付金制度 | 対象事業見直し | | | ▶ |
| | 制度設計検証 | 制度設計見直し | 実施 | ▶ |

4 減災の視点からの災害時の連携・協働

東日本大震災において、多様な主体による支援活動が大きな役割を果たしたことを踏まえ、災害時の被害を最小化する減災※の視点に立った連携・協働を進める。

※ 減災とは、災害時において発生する被害を最小化するための取組み。防災が被害を出さない取組みであるのに対して、減災とはあらかじめ防げない被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。

① 県間の相互応援体制など広域連携の推進

大規模災害に備えた相互応援体制の強化など、他の都道府県との広域連携※を推進する。

- ・大規模災害時の県間相互の応援計画、受援計画の策定など体制整備
- ・緊急消防援助隊※の応援計画、受援計画の見直しなど体制整備
- ・他県の災害支援NPOとの連携によるボランティア支援体制の整備

※ 他の都道府県との広域連携：災害時における他の都道府県との応援協定（平成24年4月現在）は以下のとおりであり、これらをより実効性のあるものにしていくこととしている。

- ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年9月）：全国都道府県
- ・大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（平成19年11月）：北海道、東北6県、新潟県
- ・防災上の連携・協力に関する協定（平成18～19年）：新潟県、宮城県、福島県、秋田県とそれぞれ締結

※ 緊急消防援助隊：大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設。平成16年4月から法定。（平成24年4月1日現在、全国で4,429隊、本県で52隊が登録）

② 地域の災害ボランティアネットワークの構築支援

大規模災害時に、山形県災害ボランティア支援本部※と、市町村災害ボランティアセンター※とが適切に連携・協働していくため、地域において、様々な主体の連携のもと、市町村災害ボランティアセンターが速やかに立ち上がり、円滑な運営ができるよう体制づくりを行う。

- ・山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会※の開催
- ・大規模災害時における山形県災害ボランティア支援本部設置のための訓練の実施
- ・市町村災害ボランティアセンターの構築、運営に係る検討会の開催、運営者等の養成

※ 山形県災害ボランティア支援本部：大規模災害時に、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会構成団体により組織。市町村災害ボランティアセンターの支援や県内外のボランティアの誘導、県内外の災害支援NPOとの連携などを行う。

※ 市町村災害ボランティアセンター：大規模災害時に、市町村や市町村社会福祉協議会等が、災害ボランティアと被災者のニーズの調整（コーディネート）等を行うため設営。

※ 山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会：平常時から、災害に備えたボランティアやNPO間の横断的なネットワークの形成のため設置。山形県社会福祉協議会や災害対応NPO等により設置。大規模災害時に、山形県災害ボランティア支援本部として活動。

③ 災害時における企業等との連携・協力の推進

大規模災害時における、民間事業者からの物資調達や役務の提供等を円滑に実施するため、民間事業者との災害時の連携等に関する協定の実効性確保に努める。

- ・協定に基づく実施体制の整備や訓練等により実効性を確保

【災害時における企業との連携・協力の例】（平成 24 年 4 月 1 日現在、県では 74 協定を締結）

- ・マスコミとの警報の発令、被災者の救難等に係る放送、報道に関する協定
- ・医療救護関係団体等との医療・看護等業務、医薬品・医療機器等の供給等に関する協定
- ・スーパー等との物資供給等に関する協定
- ・燃料関係団体との燃料供給等に関する協定
- ・輸送関係団体との物資等の緊急輸送に関する協定
- ・土木、建設関係団体等との災害応急対策等に関する協定

④ 地域の防災、減災活動に関する市町村との連携・協働の推進

災害時には、住民による減災、防災活動が重要であることから、その推進のため、市町村との連携・協働を図る。

- ・自主防災組織の育成強化や、自主防災活動の拠点となる指定避難所の機能強化を行う市町村への支援
- ・市町村の総合防災訓練に参加するとともに、必要な協力を実施
- ・災害時要援護者の避難支援体制の整備促進

《目標指標》

- 企業等との協定を踏まえた災害対応準備率（具体的な手順の設定等）
39%（平成 24 年度） → 100%（平成 28 年度）
- 市町村災害ボランティアセンター運営協力者等登録数
76 人（平成 24 年度） → 105 人（平成 28 年度）
※ 山形県社会貢献活動推進計画
- 市町村地域防災計画に災害時のボランティアセンターについて記載している市町村数
29 市町村（平成 24 年度） → 全 35 市町村（平成 28 年度）
※ 山形県社会貢献活動推進計画

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------------------|--------------|----------------|----------------|----------|
| ◎大規模災害時の県間相互の応援計画、受援計画 | 震災時の連携について検証 | 計画の検討・策定 | 訓練等の実施による計画の改善 | → |
| ◎緊急消防援助隊の応援計画・受援計画 | 見直し | 訓練等の実施による計画の改善 | | → |

- ※ 災害時等における効果的な情報発信については、P 23 参照。
- ※ 危機管理体制の強化については、P 34 参照。

第2 県民視点に立った県政運営の推進 ～県政運営の信頼性・質の向上～

県民の県政への信頼と理解を深めるため、対話型の県政を推進するとともに、情報公開や法令遵守等の徹底を図る。また、県民ニーズを的確に把握しながら、地方分権の進展に対応した、自主的、自立的な県政運営を推進する。

1 県民との対話型県政の推進

(1) 積極的・効果的な県政情報の発信

県民の県政への理解を深めるため、県政情報の内容の充実を図るとともに、効果的・効率的な広報手法・活動を検討し、展開する。

① 効果的な広報の実施

各種広報媒体を積極的に活用し、県民と政策課題を共有するための広報など、さらなる広報の充実を図る。

- ・ 県広報誌「県民のあゆみ」や県政テレビ等を通じて、分かりやすい施策広報を実施
- ・ 報道機関への積極的な情報提供による広報活動の推進

② インターネット広報の質の向上

ホームページ掲載情報の鮮度維持や内容のより一層の充実に取り組むとともに、新たな情報発信手段に対応した広報を進めるなど、インターネット広報の質の向上を図る。

- ・ 県のホームページの一斉点検を定期的実施し、新しい情報の掲載や、掲載不要となったデータの削除などを進めることにより、ホームページの鮮度を維持
- ・ 旬の情報を分かりやすく紹介するため動画等を充実
- ・ ソーシャルネットワーキングサービス※を活用した広報の充実

※ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS:Social Networking Service）：サービスに登録している会員が互いに情報を交換できるインターネット上のサービス。

③ 民間との連携による県政情報の発信手段の多様化

企業等との包括連携協定に基づく県政情報の発信、フリーペーパーや団体等機関誌への県政情報の掲載依頼など、県民や民間との連携による広報活動を推進する。

- ・ コンビニエンスストア等との包括連携協定に基づき、県政情報ポスターやチラシ等を配布
- ・ 関係団体の機関誌やホームページ等における県の施策の掲載を促進
- ・ 東北芸術工科大学と連携し、インターネット放送局用動画を製作

④ 県外広報活動の強化

県外事務所等において、ソーシャルネットワーキングサービスを積極的に活用するなど、県外広報活動を強化する。

- ・ 県外での県関係イベント等について、県外事務所職員が取材し、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報を行うなど、県外向けの情報発信を強化
- ・ 他県のメールマガジンとの記事の相互掲載を増やすこと等により、メールマガジン登録者を拡大

⑤ 職員の広報意識の向上

様々な機会に県政情報に触れ、県政への関心を高めてもらえるよう、職員一人ひとりが「広報パーソン」であるという意識の向上を図る。

- ・ 職員に対する広報研修会について、講演や実務研修に加え、分かりやすいホームページを作成するための研修を実施

《目標指標》

- ホームページのアクセス数 563 万件/月（平成 22 年度平均） → 600 万件/月（平成 28 年度平均）
- メールマガジン登録者数 8,421 件（平成 23 年度末） → 12,000 件（平成 28 年度末）

（２）県民との対話の推進と県民の声の的確な把握

県民との対話など様々な手法を通じて、県民の声を幅広くかつ的確に把握し、これら県民の声を組織全体で共有しながら県政運営や各部局等における施策展開に反映する。

① 県民との対話の推進

知事等と幅広い県民各層（地域住民、若者、女性、高齢者、各種団体・グループ）との直接対話を推進する。

- ・ 「知事と語ろう市町村ミーティング※」、「知事のほのぼの訪問※」、「知恵袋委員会※」の開催等、知事等が直接県民と対話する機会を設定

※ 知事と語ろう市町村ミーティング：知事が各市町村を訪問し、地域の課題や県政全般について直接県民の方々と意見交換する事業。（平成 24 年度 2 回実施）

※ 知事のほのぼの訪問：知事が各分野において活動している団体やグループの方々の活動の現状や課題について話を聞く事業。（平成 24 年度 22 回実施）

※ 知恵袋委員会：豊富な経験を有する方の知恵・知識を県政に反映するため、概ね 65 歳以上の県民の方々から、県政運営に関する意見を陳述いただく事業。（平成 24 年度 5 会場で 2 回の地域委員会（県政全般に係る意見交換）及び県政課題に係る意見交換会（テーマ設定型）を 1 回実施）

② 県民の声の把握と組織全体での共有

各種の媒体を活用し県民の生の声を把握、整理し、その対応状況を県民に見える形で県のホームページで公表するとともに、情報を組織全体で共有する。

- ・アンケートを実施するなかで、県の施策に関する県民意識やニーズを定期的に把握
- ・県民からの意見等については、県庁（県民相談窓口）、各総合支庁（総合案内窓口）のほか、県政直行便※、県のホームページ等により受付
- ・県民からの意見等への対応状況については、検索可能な形で県のホームページにおいて公表するとともに、職員に新着情報として通知し情報を共有

※ 県政直行便：県庁舎をはじめ総合支庁や市町村の窓口等に受取人払いのはがきを設置し、広く県民から意見を聴取する取組み。

③ パブリック・コメントの推進

パブリック・コメント※手続に関する指針に基づき、県民にとってわかりやすく参加しやすいパブリック・コメントを推進するため、周知のための広報の充実、県民の利便性の向上などの改善を進める。

- ・県民が積極的に利用できるよう、ホームページでの実施予告や報道機関への資料提供等による周知を行うとともに、十分な意見募集期間を確保

※ パブリック・コメント：県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該立案の内容その他必要な事項を県民等に公表し、これについて提出された県民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、意見に対する県の考え方を公表する一連の手続。

【パブリック・コメント手続に関する指針（平成23年1月改正）】（概要）

- 対象
 - ・県の施策に関する基本的な計画の策定及び改定
 - ・県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - ・規制の内容を定める規則等の制定又は改廃
 - ・審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- 公表方法
 - ・行政情報センター及び各総合支庁総合案内窓口への備え付け、報道機関への資料提供、県のホームページに掲載
 - ・必要に応じて、広報誌（紙）への掲載、印刷物の配布、県が企画提供するテレビ又はラジオによる放送、メールマガジンによる配信、説明会又は意見交換会の開催
- 実施の予告
 - ・あらかじめ、県のホームページで実施を予告
- 意見の募集期間
 - ・1か月程度を目安として設定

④ パブリック・インボルブメントの推進

公共事業の計画策定に当たって、県民が計画段階から参画するパブリック・インボルブメント※を引き続き実施する。

※ パブリック・インボルブメント：公共事業の計画策定等において、地域住民が意見を表明できるような場を設け、寄せられた意見を計画に反映すること。

⑤ 審議会等委員の幅広い選任

審議会等の設置・運営に関する指針に基づき、重複及び長期就任の見直しや若者※、女性、公募委員の積極的起用など、審議会等委員の幅広い選任に努める。

※ 若者委員：20歳代及び30歳代の委員

【審議会等の設置・運営に関する指針（平成23年12月改正）】（概要）

- 趣旨
 - ・ 審議会等委員への幅広い人材の起用による県民視点の県政運営の推進
 - ・ 審議会等の簡素合理化（新たな審議会等の設置の制限、既存審議会等の見直し等）による行政経費の節減・効率化
- 指針の概要
 - ・ 新たな審議会等の設置要件の設定
 - ・ 既存の審議会等の見直し基準の設定
 - ・ 委員の選任基準の設定（重複（3つ以内）及び長期就任（10年以内）の制限、若者・女性・公募委員の積極的な起用）

《目標指標》

- 知事と語ろう市町村ミーティング
平成21～24年度 全市町村で実施 → 平成25～28年度 全市町村で実施
- 知事のほのぼの訪問 年間20件以上
- 若者委員の登用
若者委員を1名以上登用している審議会等の割合 39%（平成24年度） → 100%（平成28年度）
※ 審議会等への若者委員登用の推進について（平成23年12月子育て推進部）
- 女性委員の登用
女性委員の審議会等登用率 39%（平成24年度） → 50%（平成27年度）
※ 山形県男女共同参画計画（平成23年3月）
- 公募委員の登用
委員の公募を行う審議会等の数 12（平成24年度） → 18（平成28年度）

2 県政運営の透明性・信頼性の確保

(1) 情報公開等の推進

県民の県政への信頼と理解を深めるため、公文書の開示と行政資料・情報の迅速かつ適切な提供を推進することにより、説明責任を果たし、県行政の透明性を確保する。

① 情報公開の推進

山形県情報公開条例に基づき、県が保有する公文書を請求に応じ適切に開示するとともに、行政情報センター及び総合支庁の総合案内窓口等における行政資料等の情報提供を適切に行う。

② 公共事業評価システムの充実

公共事業の計画段階から事業実施後までの各段階において、県民への説明責任を確保しつつ、事業を効果的・効率的に執行するため、公共事業評価システムの充実を図る。

- ・事前評価について、新たに山形県公共事業評価監視委員会※から、一定規模以上の事業について意見を聴取するとともに、評価結果を公表
- ・事業中評価について、引き続き山形県公共事業評価監視委員会から意見を聴取するとともに、評価結果を公表
- ・試行中の事後評価について、本格実施、公表に向け検討

※ 山形県公共事業評価監視委員会：公共事業評価の実施に際し客観性及び透明性を確保するため、第三者からの意見を聴き、尊重する仕組みとして設置。

【公共事業評価システムの目的】

- ◎ 事業の効果的・効率的な実施
 - 計画段階（事前評価）
 - ・事業の妥当性（必要性や効果等）の検証、優先度の把握
 - 事業実施段階（事業中評価）
 - ・事業継続の是非
 - 事業実施後（事後評価）
 - ・改善措置の実施、効果の検証によるその後の事業への活用
- ◎ 県民への説明責任（アカウンタビリティ）の確保

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------------|----------|-----------------|----------|----------|
| ◎公共事業評価システムの事後評価 | 試行 | 実施に向けた 検証・検討 | 本格実施・公表 | |

③ 分かりやすい決算情報の提供

民間会計に準拠し複式簿記・発生主義会計を活用した財務諸表を公表するなど、県民に分かりやすい決算情報の提供に努める。

④ 災害時等における効果的な情報発信

地震、津波、気象等の防災情報や防犯・安全等の情報を効果的に提供する。

- ・防災行政無線をはじめ、ラジオ、データ放送、緊急速報メールなど多様な災害情報発信手段やこれらとJアラート※の連動など、災害時の情報伝達体制の整備を推進
- ・「こちら防災やまがた！」をはじめ、きめ細やかな降雪予測情報の提供や雪下ろし・落雪注意喚起情報の発信など、インターネット等を通じた防災情報を適時適切に発信
- ・「安全・安心やまがた」の発行や、ホームページにおける防犯情報の掲載など、防犯に係る情報を提供
- ・ソーシャルネットワーキングサービスを活用し、安全・安心に係る情報を迅速に提供

※ Jアラート：全国瞬時警報システム。弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて都道府県、市町村へ国から送信するシステム。市町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、住民まで緊急情報を瞬時に伝達することが可能となる。

※ 減災の視点からの災害時の連携・協働については、P16 参照。

※ 危機管理体制の強化については、P34 参照。

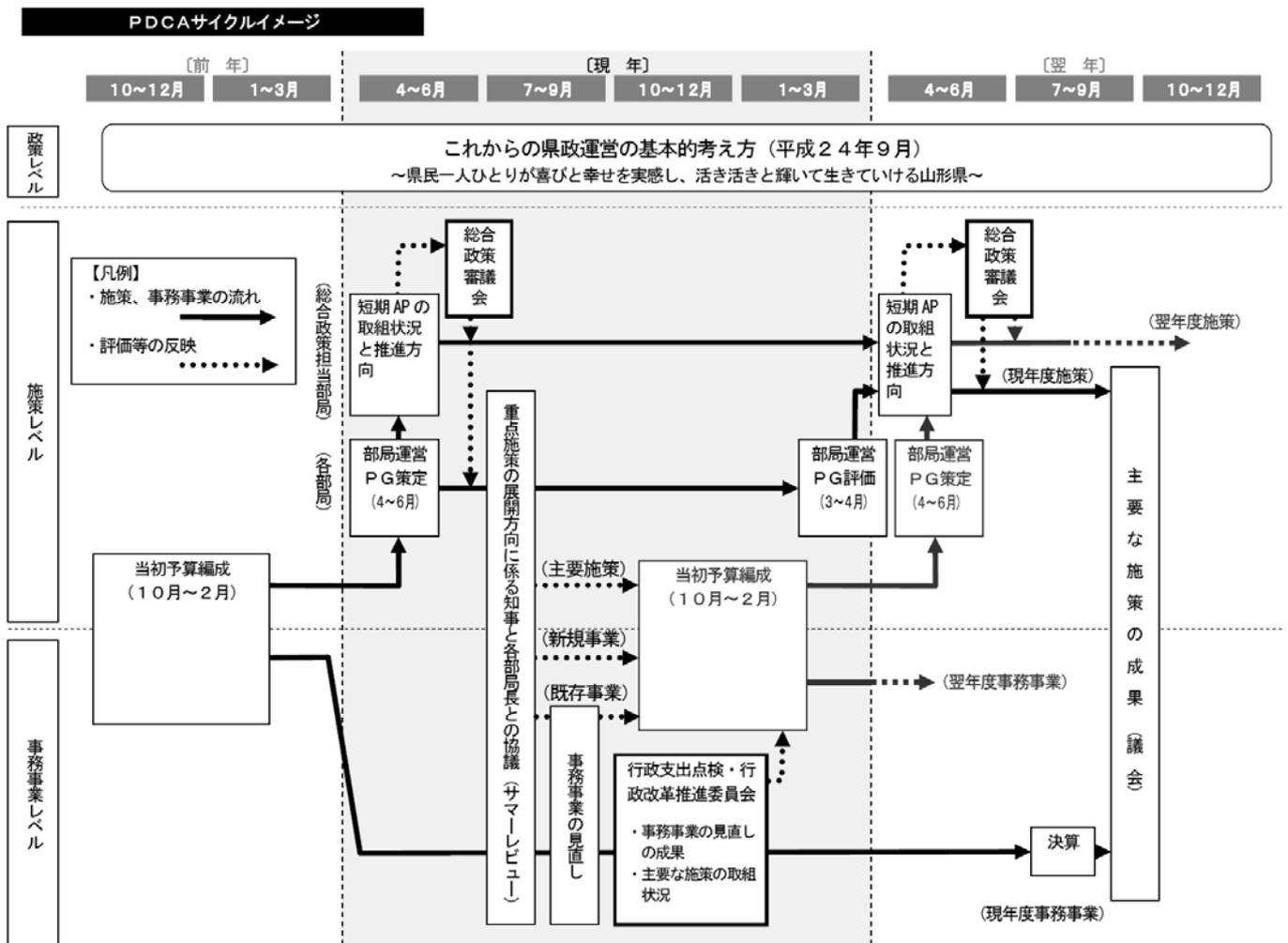
《目標指標》

- 防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村数
15 市町村（平成 24 年度） → 28 市町村（平成 28 年度）

(2) 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施

総合発展計画を推進するため、各部局長等による主体的な部局運営を中心としながら、全庁横断的な取組みを効果的・効率的に推進するため、下記のイメージ図のようなPDCAサイクル(Plan(計画策定)→Do(実施)→Check(検証)→Action(見直し)のサイクル)を実施し、施策レベルについては山形県総合政策審議会で、事務事業レベルについては山形県行政支出点検・行政改革推進委員会でそれぞれ評価・検証を受け、その結果を適切に予算編成に反映させる。

なお、部局運営プログラム、短期アクションプランの取組状況と推進方向、事務事業の見直しの成果及び主要な施策の取組状況については、県のホームページで公表し、主要な施策の成果については、議会に提出する。



(3) 法令遵守等の徹底

県民から信頼される県庁を目指すため、確実に適正な事務執行を確保するとともに、個人情報保護の適正な運用を行うなど、法令遵守等を徹底する。

① 県民の信頼確保に向けた公務員倫理の徹底

職務の公正な執行と公務に対する県民の信頼を確保するため、地方公務員法その他の法令等の趣旨を踏まえるとともに、職員研修等において公務員倫理の向上を図り、職員の法令遵守を徹底する。

- ・ 職員の法令遵守や、職務専念義務の意識を徹底（山形県職員服務規程（平成 24 年 4 月最終改正））
- ・ 職員の倫理保持を徹底（山形県職員倫理規程（平成 22 年 4 月最終改正））

② 確実に適正な事務執行の確保

不適正な事務処理や事務ミスの防止に向けた改善策等を、日常の業務にしっかりと定着させるための取組みを組織的に推進し、確実に適正な事務執行を確保する。

【確実に適正な事務執行の確保（平成 23 年 5 月総務部長通知）】（概要）

- 確実に適正な事務処理体制（仕組み）の確認、共有化
 - ・ 事務執行の適正化
 - ・ 事務の遅延・懈怠の防止
 - ・ 法令等に基づく適正な制度運用及び事務執行
 - ・ 補助金等にかかる事務の適正執行
 - ・ 公金等の管理の適正化
 - ・ 財務会計事務の適正化
 - ・ 情報管理の適正化
 - ・ 定期的なミーティングの実施や、所属長による事務の進捗状況等の把握と協力体制の構築
- 各所属における取組状況の点検
- 各所属においてコミュニケーションを活性化し、事務処理の進捗状況などを共有することで適正に事務を執行

③ 個人情報保護制度の適正な運用

山形県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保する。

- ・ 職員に対し、個人情報の取扱いに関する基本原則等に係る実務研修会等を実施
- ・ 個人情報を含む電子データの適切な管理

【山形県個人情報保護条例（平成 21 年 3 月改正）】（概要）

- 県の主な義務
 - ・ 個人情報取扱事務の登録簿の作成及び一般への閲覧
 - ・ 収集の制限
 （目的の範囲内で適法・公正な手段、本人収集の原則※、センシティブ情報※の収集の制限）
 - ※ 本人収集の原則の例外：個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき 等
 - ※ センシティブ情報：思想等の内心の自由と深いかかわりを有する個人情報及び社会的差別を引き起こす原因となるおそれがある個人情報（例えば、人種、民族に関する情報、犯罪歴に関する情報等が考えられる）
 - ・ 利用及び提供の制限
 （事務の目的外の利用・提供の制限、オンライン結合※による提供の制限）
 - ※ オンライン結合：電子計算機（入出力装置を含む。）と入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にすること。
 - ・ 適正管理の義務（漏えい、滅失、き損の防止）
- 県民の権利
 - ・ 県の保有する個人情報に対する本人の関与（自己情報の開示、訂正、利用停止の請求）
 - ・ 開示決定等について不服があるときは、不服申立て等の救済措置

④ 適正な文書管理

「公文書管理支援システム」を活用し、県が管理する文書を網羅的にリスト化し把握することで、保管状況を点検し、適正な文書管理を行う。

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------|----------------|----------|----------|----------|
| ◎保管文書のリスト電子化 | 課室内の保管文書リスト電子化 | → | リスト更新 | → |

⑤ 暴力団排除の徹底

県の事務事業において暴力団の排除を徹底するため、「山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱」に基づき、適切に排除措置を講ずる。

- ・ 暴力団排除措置の対象となる事務等について、当該事務等に関する要綱等に暴力団の排除に関する規定を設定
- ・ 事務又は事業が暴力団を利する恐れがある場合は、排除に関する規定に基づき、適切に排除措置を実施

【山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 7 月制定）の対象事務】

- 対象事務
 - 建設工事の請負、物品等の売買、公有財産の処分等に係る契約、補助金の交付、施設等の使用許可、各種許認可等

(4) 公共調達制度の改善

建設工事及び物品購入等の公共調達に係る入札契約制度について、公平性、競争性の確保に加え、県民経済の発展への寄与を目的とした制度の改善を進める。

① 建設工事等に係る入札契約制度の改善

建設工事等に係る入札契約制度については、山形県公共調達基本条例に規定する基本理念に則り、公正な競争のもとで、健全な建設業者等の育成にも配慮しつつ、価格のみの競争から、品質と価格の適正を考慮した入札制度への転換を引き続き進める。

- ・山形県公共工事コスト縮減・品質向上プログラム※に基づき、コスト縮減重視から、コストと品質の両面を重視した取組みを推進
- ・学識経験者で構成する山形県公共調達評議委員会※における制度の改善に関する調査審議を踏まえながら、過度な低入札への対策等、社会情勢の変化等に応じて、適時適切に改善

※ 山形県公共工事コスト縮減・品質向上プログラム（推進期間：平成 21 年度から平成 25 年度）：工事コストの縮減だけでなく、企業の技術力の適正な評価、技術提案の重視、施設の耐久性の向上、環境負荷低減など、コストと品質の両面を重視した取組みを進める。平成 26 年度以降は次期プログラムを策定予定。

※ 山形県公共調達評議委員会：建設工事をはじめ、物品や印刷、各種業務委託など県が行う調達に関する入札契約制度全般について、常時監視を行い、その改善に関する県の諮問に応じるほか、委員会が必要と判断した場合には、自発的に調査審議を行い、県に対して改善措置を講じるよう求める目的で設置。

【山形県公共調達基本条例（平成 22 年 3 月改正）】（概要）

○ 基本理念

- ① 談合その他の不正行為の排除の徹底
- ② 公正な競争の促進
- ③ 透明性の確保
- ④ 品質及び価格の適正の考慮
- ⑤ 健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、技術のほか、法令遵守、環境保全対策、従事者の安全衛生及び福利厚生、地域社会貢献活動についても、適切に評価し、入札及び契約の過程で反映するよう配慮

② 物品購入等に係る入札契約制度の改善

物品購入や建設工事関連以外の業務委託について、品質と競争性等の確保に留意しながら地元企業の受注機会の拡大のための取組みを進める。

- ・業務委託等の品質確保のため、積算方法の職員向け研修会を開催し、積算価格の適正化を推進
- ・小額物品等の地元企業への受注機会拡大の推進
- ・物品購入における、県産品愛用運動※に沿った県産品活用の推進

※ 県産品愛用運動：県民が県産品を知って、買って、使って、その良さを県外に発信していくこと、さらには県産品を購入することで、県内での生産の増加、雇用の場の確保、所得の増加、消費の拡大につながっていくという県内経済循環の輪の形成を目的とする運動。

《目標指標》

- 小額物品等（5万円未満の物品、50万円以下の印刷物、100万円以下の業務委託）の地元調達率（件数）95%以上を維持

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------------------|----------|--------------|----------|----------|
| ◎山形県公共工事コスト縮減・品質向上プログラム | 実施 | 次期プログラム策定・実施 | | |

3 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

① 条例制定権の拡大に伴う適切な対応

法令による義務付け・枠付けの見直しによる条例制定権の拡大を受け、本県の実情に合致した条例の制定など、法令等による新たな動きを踏まえた適切な取組みを推進する。

- ・本県の実情を踏まえた適切な基準条例等の制定を進める。

【地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法（平成23年5月）、第2次一括法（平成23年8月））に基づく、本県の施設・公物の設置管理基準条例の状況】

- 法律、条令等の改正・制定状況
 - ・一括法により改正された法律数
第1次：41法律、第2次：160法律
うち、施設・公物設置管理基準等の条例委任を含むもの
第1次：10法律、第2次：30法律
 - ・施設・公物の設置管理基準に係る、本県の条例制定状況
平成24年2月議会：5条例
平成24年12月議会：29条例
- 本県における、施設・公物設置管理基準条例のうち、本県の実情を踏まえた独自の基準を定めた例
 - ・児童福祉施設等の基準：保育所の乳児室の面積（国基準 1.65㎡→県基準 3.3㎡）
 - ・県道に設ける標識の寸法：標識の文字の大きさ
（国基準 速度に応じて10～30cm→県基準 速度に関わらず標準化（30cm））

② 国の出先機関改革を見据えた施策の推進

ハローワークの地方移管など、国が示す出先機関の原則廃止を見据えた取組みを進める。

- ・国の「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～（平成22年12月閣議決定）」の具体化を見据えた対応を検討

＜参考；最近の主な動き＞

- ・ハローワーク特区：ハローワークの移管可能性の検証を行うため、ハローワーク佐賀及び浦和において、知事と厚生労働大臣の協定に基づき、試行的に移管と同様の状況を作るもの（平成24年10月から3年程度）

第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～簡素で効率的な県庁づくり～

自主性・自立性の高い県政運営を推進するため、それを支える人材の育成や、簡素で効率的な組織機構の構築を進めるとともに、持続可能な財政基盤を確立する。

1 県民のための県庁づくり

「県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し、生き活きと輝いて生きていける山形県」を実現するための施策を推進する役割を担う職員の育成を進めるとともに、職員がその能力を発揮できる環境の整備を図る。

また、新しい行政課題にも的確に対応していける、簡素で効率的な組織機構を確立する。

さらに、行政事務の簡素・効率化と県民の利便性向上に取り組む一方、東日本大震災の発生を踏まえ、危機管理体制を強化する。

(1) 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり

今後の山形県の発展に向けて、責任感を持って、県民の視点に立って自分で考え、主体的に行動する職員を育成する。

① 職員の意識や組織風土の改革

職員一人ひとりの意識改革と、風通しのよい組織風土をつくるための取組みを行う。

- ・ 職員の自主的・主体的な取組みを促す更なる取組みの実施

【これまでの取組み（“生き活き職場づくり”運動）の概要】

◎ 運動の二本柱

- ① 職員同士の対話活動を通じた身近な“意識改革”
 - ・ 週はじめのミーティングなどの対話活動
 - ・ 仕事のやり方の見直し
- ② 職員の“元気力向上”
 - ・ ノー残業デーの励行など、時間外勤務の縮減の取組み
 - ・ 年次有給休暇の取得促進

◎ 運動の推進方法

- 全職員あがての取組み
 - ・ 職員同士や県民に対する“あいさつ”の実践
 - ・ 仕事の“ハウレンソウ（報告・連絡・相談）”の実践
- 各部局等それぞれの自由な発想に基づく二本柱を具体的に進めるための自主的・主体的取組み
 - ・ 接遇等の研修会の実施
 - ・ 資料データの共有による業務の効率化
 - ・ 各部局等独自の一斉退庁日の設定

② 多様な人材育成方策の実施

県民ニーズに的確に対応できる職員を育成するため、多様な人材育成方策を実施する。

- ・ 時代の変化に対応した山形県職員育成基本方針の改定
- ・ 民間との交流研修及び職員の政策形成能力と専門性を高める研修を拡充

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| ◎山形県職員育成基本方針 | 見直し・検討 | 改定・推進 | | → |

（２）職員の能力を最大限に引き出す人材活用

職員の能力や実績を活かした人材活用を行うとともに、職員が明るく元気に働ける職場づくりを行う。

① 職員の士気を高める人材活用と働きやすい職場づくり

職員の士気を高め、組織を活性化していくため、人事評価制度の定着など職員の能力・実績を活かした人材活用を行うとともに、子育て・家庭生活と仕事の両立支援を進めるなど、働きやすい職場づくりに取り組む。

- ・ 人事評価制度の定着
- ・ 山形県特定事業主行動計画（後期計画）（平成 22 年度～平成 26 年度）に基づく、ワークライフバランスの一層の推進など、子育て・家庭生活と仕事の両立ができる職場環境づくりのための全庁的な取組みの推進及び平成 27 年度以降の次期計画の策定
- ・ 「職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する指針（平成 11 年 4 月）」に基づき、引き続きセクシュアルハラスメント防止を推進
- ・ 国における、「職場のパワーハラスメントの予防、解決に向けた提言（平成 24 年 3 月）」を踏まえ、パワーハラスメント防止指針を策定
- ・ 「職員のこころの健康づくりの指針（平成 25 年 3 月改定）」に基づき、メンタルヘルス対策を実施

② 女性職員等の積極的登用

女性職員の能力が十分発揮されるよう、また将来の幹部職員登用も展望して、活躍の場の拡大を図るなど積極的な登用を行う。

《目標指標》

- 男性の妻出産時の子育て休暇の取得 26.1%（平成 23 年度）→全員取得（平成 26 年度）
 - 男性の育児休業取得率 3.6%（平成 23 年度）→5%以上（平成 26 年度）
 - 育児休業からの復帰後における育児支援制度の利用率 27.9%（平成 23 年度）→40%（平成 26 年度）
- ※ 山形県特定事業主行動計画（後期計画）

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|
| ◎パワーハラスメント防止指針 | 策定 | 推進 | | |
| ◎特定事業主行動計画 | 推進 | 次期計画策定 | 推進 | |

(3) 簡素で効率的な組織機構の実現

県民ニーズに的確に対応し、簡素で効率的な組織機構を実現するため、下記の①から④までの4つの点から、組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備を行っていく。

① 新たな行政課題等に的確に対応できる組織体制の整備

再生可能エネルギーの導入促進などの新たな行政課題、多様化する県民ニーズなど、直面する多くの県政課題に的確に対応できるよう、必要な組織体制を整備する。

② 地域課題に的確に対応するための総合支庁の体制整備

総合支庁については、設置から10年以上が経過してきているが、県内各地域の状況は、設置時に予想された以上に少子高齢化を伴う人口減少が進むとともに、地方分権改革による市町村への権限移譲の進展、市町村合併後の体制の定着、県・市町村の行財政改革の進捗による職員数の減少など大きく変化してきている。

地域ごとの状況を見ると、県庁舎と総合支庁（本庁舎）が近接しており、市町の数や人口が最も多く面積も最も広い村山地域、他地域よりも人口減少が進み小規模の町村が多い最上地域、市町の数是最上地域と同じだが面積は2番目に広い置賜地域、市町村が合併により約1/3に減少し市町の数が最も少ない庄内地域、というような特徴が見られる。

また、市町村等からの総合支庁に対する意見では、その役割として期待するものとして、「市町村間の連携・調整」や「専門的、技術的見地からの支援」が全地域で多くあげられている一方で、地域によっては「分庁舎、本庁舎、県庁舎と三段階と感ずる場合がある」、「総合支庁はすべての機能を持っている必要はないのではないか」などの違いも見られる。

こうしたことから、地域ごとの課題に的確に対応できるよう、次のような視点で検証を加え、総合的な出先機関のあり方を検討していく。

- ・ 総合支庁の担うべき行政機能のあり方
- ・ 地域の実情に合った地域振興機能のあり方
- ・ 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

③ 必要な県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方の検討

社会経済情勢の変化等を踏まえた検証を行いながら、必要な県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方を検討し、見直しを行う。

- ・ 出先機関については、平成 24 年度までに策定した出先機関の「見直し方針」に基づき、見直しを進める。
- ・ 公の施設については、引き続き県が保有する必要があるか否かを常に検証するとともに、県民サービスの向上と、より効果的、効率的な運営を図る観点等から、指定管理者制度の適切な運用及び導入の検討を進める。
- ・ 現業業務については、県行政が担うべき役割や県民サービスの確保に留意しながら、業務及びその執行体制のあり方について検討していく。

④ 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し

事務事業の見直しなどを進め、効率的な事務処理体制を目指した不断の見直しを行う。

- ・ 県の機関内に事務局を置いている任意団体や審議会等の見直し（廃止・統合等）

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------------------------------|---------------------------------|----------|------------------|----------|
| ◎地域課題に的確に対応するための総合支庁の体制整備 | 検討委員会等の設置、検討 | | 見直し方針取りまとめ、調整・実施 | |
| ◎必要な県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方の検討 | 出先機関の「見直し方針」に沿った組織体制の見直しの実施※ | | | |
| | 指定管理者制度の適切な運用(ガイドラインの改定等及び周知徹底) | | | |

※ 主な内容については、P48 に掲載

(4) 行政事務の簡素・効率化の推進と県民の利便性の向上

事務処理に要する時間の短縮と経費の縮減を図るため、行政事務の一層の簡素・効率化を進める。

① 事務作業の見直し

業務全般にわたるきめ細かな改善を進めるとともに、「無駄を省く」という意識のもと、職員が勤務時間内に業務が終了するよう、資料作成や調査業務などの見直しを行うとともに、事務の厳選を行うなど、事務作業を見直す。

- ・ 職員の意識や組織風土の改革と一体となった事務作業の見直し

② 事務手続きの簡素化

県への申請書類の簡素化や電子申請システムの利用促進を図ることで、県民の利便性向上に努める。

- ・ 県への申請書類の簡素化（様式・添付書類・押印廃止等）を推進
- ・ 電子申請システムの周知を図るとともに、オンラインで完結する定例的な手続き（住所変更等）や簡易な受付業務（イベントの申込等）など、更なる業務での活用、利用を促進

③ 情報システムの全体最適化等

山形県情報システム全体最適化計画（第3次）※に基づき、情報システム間でのハードウェアやソフトウェア等の共用やデータ連携を進め、システム開発・運用コストの適正化や業務の効率化を図るとともに、災害発生時における耐障害性等を考慮して、クラウドサービス※や外部データセンター※の活用についても検討し、最適なシステム構築を行う。

また、業務再構築を伴う大規模システム開発については、部局長等で構成する事務効率化推進委員会※において、その妥当性を検討する。

※ 山形県情報システム全体最適化計画（第3次）（平成25年3月）：システム開発、運用コストの適正化や業務の効率化を目的に、全庁横断的な視点により、業務ごとに独立している開発、運用を見直し、システムの共通化などを推進する計画。（計画期間：平成25年度から平成27年度）

※ クラウドサービス：コンピュータ資源（サーバ、アプリケーション等）について、利用者の要求に応じ、ネットワークを通じてサービスを提供する形態の総称。

※ データセンター：システム用のサーバやデータ通信などの装置を設置・運用することに特化した建物の総称。

※ 事務効率化推進委員会：情報システムの活用による行政事務の一層の簡素・効率化を推進するため、業務の再構築（BPR）を伴う大規模システム開発計画の承認及び進捗状況の確認等を審議する。

④ 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）※の推進

公共事業に関する情報を電子化し、共有・連携することにより、積算、入札・閲覧、発注、支出の一連の業務における事務の効率化を図るとともに、システムの更新、部分改修を行いながら、利便性の向上、維持管理の効率化を進める。

- ・ 山形県建設事業情報総合管理システム※の再構築

※ 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）：公共事業に関する情報を電子化し、インターネット等のICT技術を用い、その情報の共有・連携を図るシステム。電子入札システム、電子閲覧システム、電子納品保管管理システム、建設事業情報総合管理システム等で構成。

※ 山形県建設事業情報総合管理システム：県が行う建設事業について、事務処理を標準化し、かつ、予算管理や工事管理、施設管理等の情報の一元管理を行うことにより、効率的な事務執行を実現することを目的としたオンラインシステム。

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| ◎県への申請書類の簡素化 | 調査・見直し | 推進 | | |
| ◎情報システム全体最適化計画(第3次)に基づくシステム構築 | 推進 | | 次期計画の検討 | |
| ◎建設事業情報総合管理システム再構築 | 詳細設計・開発 | | 稼働 | |

(5) 危機管理体制の強化

東日本大震災の発生を踏まえ、本県が被災し、県庁自体が被害を受けた場合などの県の業務継続計画（BCP）※の策定や各種訓練の実施など、県の危機管理体制の強化を図る。

① 県の業務継続計画（BCP）の策定等

県の業務継続計画（BCP）を策定し、業務手順等の見直しを進める。

また、東日本大震災の発生を受けた国の「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン（総務省、平成20年8月）」の改定を参考に、所管課で運用している業務システム等に係るBCPの策定等を検討する。

※ 業務継続計画（BCP）：ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、地震による大規模な災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

例えば、庁舎が使えなくなった場合の代替施設の検討や、職員用の飲料水・食料を住民用とは別途に確保することなどを盛りこむ。

② 危機管理能力の向上

危機管理能力を備えた人材の育成・活用を行うとともに、実効性のある訓練を実施するなど、危機管理能力の向上を進める。

- ・危機管理に関する研修などによる、職員の危機管理能力の向上
- ・危機管理マニュアル確認週間※を設定し、各所管業務のマニュアルの点検を行うとともに、具体的な想定に基づく訓練を実施
- ・災害発生時における、技術職OB等の活用体制を整備

※ 危機管理マニュアル確認週間：各所属で所管するマニュアル等について再点検する週間。マニュアルが機能するか、訓練を実施しているか等を確認する。年1回、4月に実施。

※ 減災の視点からの災害時の連携・協働については、P16参照。

※ 災害時等における効果的な情報発信については、P23参照。

《目標指標》

○ 危機管理マニュアルの訓練実施率 55%（平成 23 年度） → 100%（平成 28 年度）

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------|----------|---------------------------|----------|----------|
| ◎業務継続計画(BCP) | BCP策定 | 危機管理等 マニュアルの 見直し・訓練 | | |

2 持続可能な財政基盤の確立

自主性・自立性の高い県政運営を行っていくために、持続可能な財政基盤の確立に向けた取り組みを進める。

（1）歳入の確保

県税収入の確保をはじめ、ふるさと納税制度の活用や社会貢献基金への寄附の促進を図るなど、自主財源の確保に努める。

① 県税収入の確保

県税収入を確実に確保するため、市町村との連携を強化するとともに、滞納整理を厳正に執行する。一方、クレジット収納の導入等、納税者の利便性向上をさらに推進する。

○ 市町村との連携強化

特に収入未済額の多い個人県民税の収入確保に向け、市町村と連携した取り組みを強化する。

- ・山形県地方税徴収対策本部や各総合支庁税務課単位の地域協議会による、県・市町村職員向け研修会、市町村への助言、市町村との共同催告・共同徴収等を実施
- ・県と市町村が協議して取りまとめた、「個人住民税における特別徴収※の完全実施※に向けたアクションプラン（平成 24 年 8 月）」に基づいて、平成 26 年度までに、全市町村において給与所得者に係る個人県民税の特別徴収を完全実施
- ・納税推進強調月間(12 月)において、自主納税の推進及び広報・啓発活動を強化
- ・徴収対策を強化するため、県と市町村における徴収職員の併任制度導入を検討

※ 個人住民税における特別徴収：給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税を引き去りし、従業員に代わって市町村に納める制度。地方税法及び各市町村の条例の規定により、従業員の所得税の源泉徴収を行う事業主は、従業員の人数にかかわらず、特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を特別徴収する義務がある。

※ 完全実施：全ての特別徴収義務者に対して、特別徴収税額を通知すること。

○ 滞納整理の強化

- ・ 自動車のタイヤロックをはじめとした動産の差押えや、インターネット公売等を積極的に実施
- ・ 滞納整理強調月間(3か月程度)において、集中的な滞納整理を実施

○ 納税環境の整備

- ・ インターネットによるクレジット収納を導入(H25~)
- ・ 自動車税、自動車取得税の電子納税については、全ての都道府県が導入する「自動車保有関係手続きのOSS※」の新システムの稼働に併せて導入を検討。その際、法人県民税、法人事業税の電子納税についても併せて検討
- ・ ゆうちょ銀行における口座振替、全税目のコンビニエンスストア収納について、周知徹底(H24~)

※ 自動車保有関係手続きのOSS：OSSはワンストップサービスの略。自動車を保有するために必要な手続きと税・手数料の納付を、インターネットを使ってオンライン申請で一括して行うことを可能とするもの。

《目標指標》

○ 徴収率

- ◇ 現年課税分 99.3% (平成23年度) → 99.5% (平成28年度)
- ◇ 滞納繰越分を含めた現滞計 97.0% (平成23年度) → 97.5% (平成28年度)

○ 特別徴収の完全実施

- ◇ 個人住民税特別徴収完全実施に取り組む市町村数
9市町村(平成24年度) → 全35市町村(平成26年度)
- ◇ 県内市町村の特別徴収実施率(人員ベース)
74.7%(平成24年度) → 85.0%(平成26年度)
(特別徴収に係る納税義務者数 / 市町村民税の納税義務者数(給与所得者))

※ 個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン

《工程表》

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------|----------------|---------------|--------|--------|
| ◎個人県民税の特別徴収 | アクションプラン 推進 | 全市町村で 完全実施 | | ▶ |

② 未収金対策の推進

山形県未収金対策本部が中心となって、未収金対策の総括的な進行管理を行い、未収金発生の未然防止と発生直後の早期回収に努めるとともに、回収の可能性に応じた具体的な取り組みを推進する。

また、担当職員の職務遂行能力の向上に取り組むとともに、状況に応じ、債権回収会社や弁護士等の活用を図る。

③ 受益者負担の適正化

行政サービスに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料について、毎年度検証のうえ、適正な見直しを行う。

④ 多様な財源の確保

ふるさと納税制度の活用や社会貢献基金への寄附の促進を図るなど、収入を確保するための多様な方策を推進する。

- ・ふるさと納税、やまがた社会貢献基金の寄附の促進
- ・県の広報媒体等への企業広告の掲載の推進
- ・県有施設への自動販売機設置に係る入札の実施
- ・県有施設の設備更新時等における排出量取引制度の活用検討
- ・県有財産の命名権者（ネーミングライツスポンサー）募集を推進
- ・基金、特別会計資金の有効活用

《目標指標》

- 未収金残高の減少
(未収金残高 平成 23 年度実績 45 億 3 千万円 → 平成 24 年度見込み 44 億 4 千万円)
※毎年度の目標については、山形県未収金対策本部で決定
- ふるさと納税額 5,634 千円 (平成 23 年度) → 10,000 千円 (平成 28 年度)
- やまがた社会貢献基金への寄附金額 (累計)
215 百万円 (平成 23 年度) → 315 百万円 (平成 28 年度) (再掲)

(2) 歳出の見直し

① 徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中

持続可能な財政運営を進めるため、事務事業の見直し・改善、行政経費の節減など、徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中を図る。

◎ 事務事業の見直し・改善

コスト意識を持ち、成果を重視する業務を遂行するため、部局長マネジメントのもと、以下の視点で事務事業の徹底した見直し・改善を行い、メリハリのある予算編成を推進する。

- ・部局長マネジメントのもと、職員が現場の実態等を踏まえ、自らの問題意識で事務事業の見直しや改善の提案を行い、その提案を部局内で検討したうえで、予算編成に反映
- ・主な見直し・改善の成果等については、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の評価を受けるとともに、ホームページで公表

【事務事業の見直し・改善の視点】

- 必要性の視点（真に必要な行政サービスであるか）
- 役割分担の視点（県が担わなければならないものか、県だけが担うべきものか）
- 成果検証の視点（事業目的が具体的に示され成果が上がっているか）
- 事業の進め方の視点（事業のターゲットの設定や事業手段は適切か、部局間で重複はないか）
- 支出の適正性の視点（社会通念上、県費支出の妥当性が認められるか）

※ 事務事業の見直し・改善の実績：238 件、▲14.4 億円（平成 24 年度）

◎ 行政経費の節減、事務の効率化の徹底

職員一人ひとりのコスト意識を徹底し、組織をあげて行政経費の節減、事務の効率化に取り組む。

- ・山形県環境保全率先実行計画（第 3 期）及び平成 28 年度以降の次期計画による取組みの推進
- ・県の機関内に事務局を置いている任意団体や審議会等の見直し（廃止・統合等）〔再掲〕
- ・職員の意識や組織風土の改革と一体となった事務作業の見直し〔再掲〕

【山形県環境保全率先実行計画（第 3 期）（推進期間：平成 23 年度～平成 27 年度）の取組内容】

（概要）

- 資源・エネルギー利用の節約とリサイクル推進
（電気使用量の抑制、燃料等の使用量の節減、リサイクルの推進等）
- 用紙類の使用量削減
（会議の廃止・縮小、業務プロセスの見直し、文書の電子化）
- グリーン購入の推進
（エコマーク商品等、環境負荷の少ない物品等の調達）
- 公共建築物等の建築・管理にあたっての環境保全配慮
（環境汚染防止への配慮、省エネルギーの推進等）
- イベントにおける環境配慮
（使い捨て容器の使用削減に努めることによりごみの発生を抑制するなど、環境への影響を最小限とする）
- 環境保全に関する職員の意識向上
（環境に関する研修、環境保全活動への職員の積極的参加の奨励等）

《目標指標》

- 県の光熱水費の節減に向けた取組み（平成 27 年度における平成 21 年度比の使用量削減目標）
電気▲6.0%、ガソリン▲6.0%、灯油▲6.0%、重油▲6.0%、水道▲10.0%、用紙類▲8.0%

※ 山形県環境保全率先実行計画（第 3 期）

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|
| ◎山形県環境保全率先実行計画による取組 | | | ▶ | 推進 |

② 総人件費の抑制

持続可能な財政基盤を確立するためには、義務的経費の一つである人件費の抑制に引き続き取り組んでいく必要がある。現在、本県の普通会計決算歳出総額に占める人件費の割合※は30%程度で推移し、全国では中位レベルとなっているところであり、引き続き適正な定員管理、給与管理に努め、人件費の抑制を図っていく。

※本県の普通会計決算歳出総額に占める人件費の割合

(単位：百万円)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 普通会計歳出総額 | 548,266 | 611,807 | 580,464 | 599,820 |
| 人件費 | 168,428 | 163,107 | 161,613 | 160,318 |
| 人件費割合 | 30.7% | 26.7% | 27.8% | 26.7% |
| 人件費割合の全国順位 (低い方から) | 20 | 17 | 21 | 18 |

◎ 適正な定員管理

本県の職員数は、人口規模が同程度の他県と比較すると多い状況にあるが、今後生じる新たな行政課題にも的確に対応していく必要があるため、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、「選択と集中」及び簡素効率化を徹底しながら適正に行っていく。

知事部局一般会計の職員数については、この16年間で1,096人(約20%)の削減を行ってきたが、行財政改革にたゆむことなく取り組む観点から、平成29年度までの4年間で4%の削減※を行う。その上で、東日本大震災発生により顕在化した行政課題や今後の山形県の発展を担う新たなアクションプランに掲げる重要施策など、新たな行政需要※のうち、その必要性を厳選のうえ対応が必要な業務に対し、上記削減により生み出した人員を配置する。

※ 4%の削減：平成29年4月1日職員数－平成25年4月1日職員数。

※ 新たな行政需要：被災地派遣、避難者支援、放射線対策、震災復興臨時業務、エネルギー対策、短期アクションプランに掲げる重要施策など。

なお、教育委員会、警察本部の特に配慮を要する教育、治安などの分野の現場機能に係るものについては、以下の点を踏まえて、別途、適正な定員管理に取り組むものとする。

○ 教育委員会

児童生徒数の減少や学校の統廃合を反映した、いわゆる「標準法」による教職員の定数及び「教育山形さんさんプラン」の推進や特別支援教育の充実等を踏まえた対応。

○ 警察本部

警察法施行令に定められた警察官の定員の基準及び治安の維持のために必要な要員の確保。

◎ 適正な給与管理

職員給与については、これまでも、人事委員会勧告を踏まえ、地域の民間給与水準をより適切に反映させるための給与構造の改革（給料表の水準の平均 4.8% 引下げ等）や、自宅に係る住居手当の廃止、特殊勤務手当の日額化等の諸手当の見直しを行ってきたほか、本県の厳しい財政状況等を考慮し、知事等特別職の給料月額のカットと併せ、一般職の管理職手当のカットを行ってきたところであり、引き続き、人事委員会勧告を基本に、国や他県との均衡も考慮しながら適正な制度運用に努める。

【これまでの主な給与削減の内容】

- 給料月額の下げ（給与構造改革による平均▲4.8%（H18年度～）等）
- 期末勤勉手当の下げ（H13年度比▲1.0月（H22年度～）
 - ※ 本県の支給割合は全国で最低水準（国：3.95月、本県：3.75月 全国46位（H25.1））
- 管理職手当のカット（▲18%（H20年度～）
 - ※ カット率は、H14年度の▲10%から段階的に拡大している。
 - ※ 知事等特別職：給料月額のカット（知事▲25%等、H14年度から段階的に拡大）
- 現業給与の下げ（平均▲7%（H18年度～）
- 各種手当の見直し
 - ・ 自宅に係る住居手当の廃止（月額3,000円→廃止（H21年度））
 - ・ 特殊勤務手当の一部廃止、支給方法の見直し（月額支給→日額支給（H21年度～））
 - ・ 農林漁業普及指導手当の支給割合を半減（12%→6%（H17年度～））
 - ・ 特勤勤務手当の支給割合を半減（25%→12%等（H18年度～））
- 退職手当の下げ（平均▲400万円（H25年度～）

《目標指標》

- 知事部局一般会計の職員数
平成29年度までの4年間で4%の削減
その上で、震災対策やエネルギー対策など新たな行政需要のうち、その必要性を厳選のうえ対応が必要な業務に対し、削減により生み出した人員を配置

(3) 健全な財政運営

持続可能な財政基盤の確立に向け、中長期的に将来負担を減少させるとともに、税収などの自主財源の確保を図っていくことを基本とした財政運営を行う。

① 財政の中期展望の作成

毎年度の当初予算案決定時において、一般会計収支の中期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための対策検討の指針とする。

【山形県財政の中期展望（平成25年2月）】（概要）

◎ はじめに

- 今後を展望すると、一定の経済成長が見込まれたとしても、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどによって、ここ数年は引き続き多額の財源不足額が生じるものと見込まれる。

◎ 財政収支の見通し（財源確保対策前）

- 平成26年度以降も毎年度100億円を上回る財源不足が見込まれており、財源確保対策を講じなければ、平成27年度には調整基金が枯渇。

◎ 財源不足額への対応（当面の数値目標）

- 歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じ、調整基金取崩しの抑制に努めることが必要。

歳入面では、県有財産の売却や有効活用の促進、基金や特別会計の利用見込みのない資金の活用、財源対策のための県債の発行、受益者負担の適正化等によって歳入を確保。

歳出面では、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化など、徹底した歳出の見直しを行い、自由度の高い財政への転換に努める。

（単位：億円）

| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------------------|----------------------------|------|------|------|------|------|
| 財 源 不 足 額 (A) | | △223 | △115 | △153 | △164 | △179 |
| 歳 入 | 県有財産の売却、有効活用 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 基金、特別会計資金の有効活用 | 14 | 14 | 14 | 16 | 19 |
| | 財源対策のための県債発行 | 72 | 78 | 96 | 85 | 77 |
| | 受益者負担の適正化等 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 計 (B) | 88 | 95 | 113 | 104 | 99 |
| 歳 出 | 事務事業の見直し・改善 行政経費の節減・効率化 | 20 | 20 | (20) | (20) | (20) |
| | 計 (C) | 20 | 20 | 40 | 60 | 80 |
| 合 計 (D=B+C) | | 108 | 115 | 153 | 164 | 179 |
| 対 策 後 の 調 整 基 金 残 高 | | 170 | 170 | 170 | 170 | 170 |

注1：「事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化」の括弧書きは当該年度の新規削減額

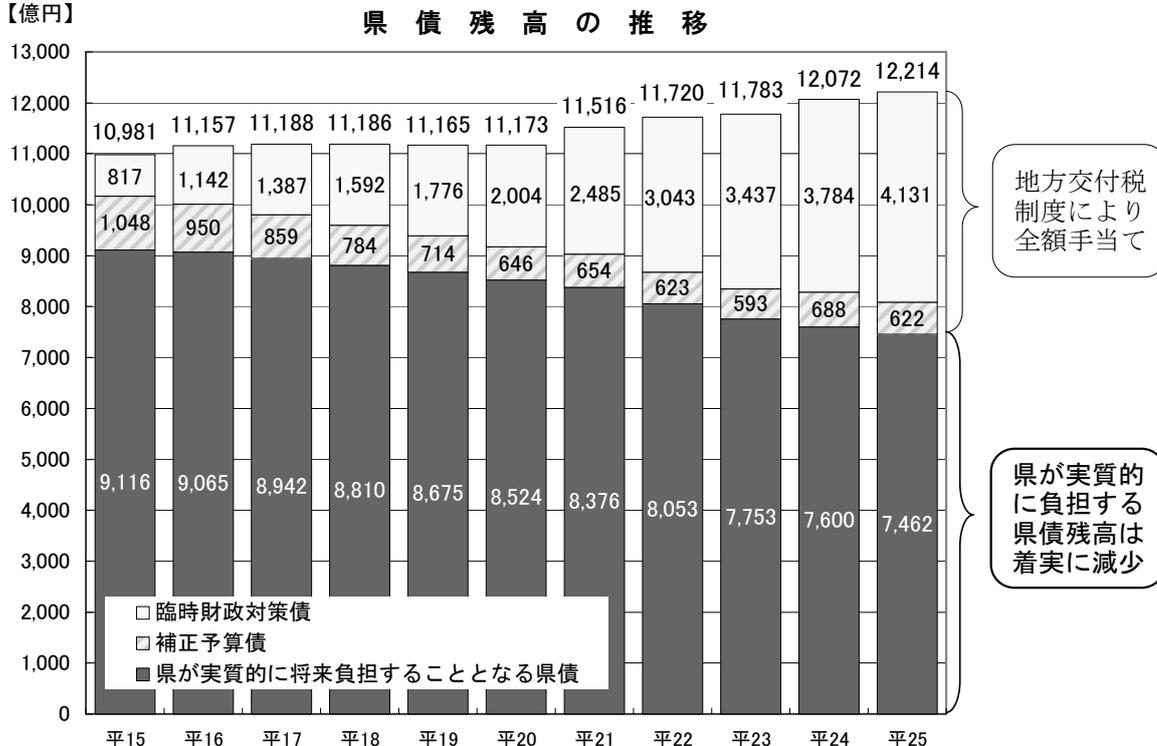
注2：歳入については、現行制度をもとに試算

地方公共団体の財政運営においては、その年度ごとの情勢によって、不況等による税収減や、災害による支出の増加など、予期せぬ財源不足が発生することがあります。こうした時にも安定的に県民サービスを提供していくためには、県の貯金である調整基金の残高をしっかりと確保しておくことが不可欠です。

◎ 中長期的な財政健全化目標

- 持続可能な財政運営のため、中長期的な財政健全化目標として、「臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少」を目指す。

(参考)
【億円】



注1：平23までは決算、平24は2月補正後、平25は当初予算
 注2：表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある
 注3：臨時財政対策債とは、国から地方公共団体に交付される地方交付税の不足分を補てんするもので、「地方交付税の身替わり」となる県債
 注4：補正予算債とは、経済対策に伴う国の追加公共事業の地方負担額に充当する県債

臨時財政対策債と補正予算債を返済する財源は、全額国が負担するものです。これらを除いた「県が実質的に将来負担することとなる県債残高」は、毎年度、着実に減少しております。

② 調整基金取崩しの抑制と県債残高の減少

調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少を図る。

臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営を国に強く求めていく。

③ 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進

緊縮財政だけでは将来の財源が確保できないことから、将来の税収増又は歳出減につながる施策の推進に向け、「これからの県政運営の基本的考え方」※を踏まえつつ、事務事業の見直し・改善等を通じた一層の事業の選択と集中を図る。

※ 「これからの県政運営の基本的考え方」：P 9 参照

《目標指標》

- 臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少

(4) 県有財産の総合的な管理・活用の推進

県有財産総合管理推進本部（仮称）を設置し、県有財産総合管理（ファシリティマネジメント※）基本方針（仮称）を策定し、県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用する。

※ ファシリティマネジメント：県が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用すること

① 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

県有施設（インフラ資産※を含む）については、計画的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、維持管理コストの縮減を進める。なお、庁舎の設備の改修及び機器の更新にあたっては、省エネルギーや環境に配慮した整備を推進する。

- ・ 橋梁や道路舗装、農業水利施設等については、予防保全管理・修繕による長寿命化や計画的な更新を推進
- ・ 県営住宅については、山形県県営住宅長寿命化計画（平成 22 年 11 月）に基づき、改善工事等を実施
- ・ 信号機については、信号柱の鋼管材への更新及び信号灯器の LED 化等を推進

※ インフラ資産：道路、橋梁、港湾、漁港、空港等

② 県有財産の有効活用

県有財産を有効に活用するため、遊休施設や庁舎の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用などを進める。

③ 県有財産の総量縮小

未利用土地の売却を進めるとともに、県有施設について、利用状況、管理経費、建物性能等の評価（アセスメント）を行い、計画的に施設の売却、転用等を進め、県有財産の総量縮小に努める。

《目標指標》

- 橋梁長寿命化計画における対策進捗率 42.0%（平成 24 年度） → 80%（平成 28 年度）
- 県有財産の売却、有効活用による歳入 2 億円/年 ※ 山形県財政の中期展望（平成 25 年 2 月）

《工程表》

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------------|----------|----------------|----------|----------|
| ◎ 県有財産の総合的な管理・活用の推進 | 本部設置 | | | → |
| | | 基本方針の検討・策定 | | |
| | | 基本方針に基づく取組みの実施 | | → |

(5) 企業会計における経営改善の推進

① 企業局における経営改善の推進

山形県企業局中期経営計画及び平成 27 年度以降の次期計画に基づき、経営基盤の強化を図る。

- 定員管理については、県民生活の基盤となる水道用水や電気の安全かつ安定的な供給及びエネルギー対策など東日本大震災の発生により顕在化した新たな行政需要への対応並びに効率的な事業経営を踏まえて、適正に行う。

【山形県企業局中期経営計画（推進期間：平成 22 年度～平成 26 年度）】（概要）

（経営の基本方針）

- 安全、安心なサービスの推進

県民の信頼と期待に応えるため、安全で安心できるサービスの提供に寄与する取組みをこれまで以上に推進する。

- 効率的な事業経営による経営基盤の強化

安全、安心なサービスの推進に取り組むためには、健全な経営基盤が不可欠であることから、経営の効率化の取組みを推進し経営基盤を強化する。

〔主な取組み〕

- ・企業債による資金調達の抑制
- ・施設の長寿命化

- 地域貢献の重視

県民生活の向上や低炭素社会の実現に貢献する取組みを推進する。

〔主な取組み〕

- ・再生可能エネルギーの調査、開発

〈参考〉平成 23 年度決算の状況

経常収益 9,695 百万円 － 経常費用 8,324 百万円 ＝ 経常収支黒字 1,370 百万円

② 病院事業局における経営改善の推進

山形県病院事業中期経営計画及び平成 27 年度以降の次期計画に基づき、経営基盤の強化を図る。

- 定員管理については、診療報酬制度等における医療従事者の配置基準や患者動向への対応と効率的な事業経営を踏まえて、適正に行う。

【山形県立病院事業中期経営計画（推進期間：平成24年度～平成26年度）】（概要）

- ◎ 県立病院の使命（ミッション）
 - 県民に安心・信頼・高度の医療を提供し、県民医療を守り支える
- ◎ ビジョン
 - 県民のニーズに対応した質の高い医療提供を支える経営基盤の強化を目指す。
- ◎ 基本目標
 - 病院機能の向上に努め、県民に信頼される医療サービスを提供する
 - 経常収支の黒字を維持する
- ◎ 経営方針
 - 質の高い安全な医療の提供
 - ・安全、安心、信頼の医療の提供（医療安全対策の推進等） など
 - 人材の確保と育成
 - ・医師確保の推進、職員の資質等の向上 など
 - 経営基盤の充実強化
 - ・安定した収益の確保（効率的な病床利用、診療報酬改定への適切な対応等） など

〈参考〉平成23年決算の状況

経常収益 33,796 百万円 － 経常費用 33,601 百万円 ＝ 経常収支黒字 196 百万円

《目標指標》

- 企業局全体の経常収支 黒字の継続
- 県立病院全体の経常収支 黒字の継続

《工程表》

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------|--------|-----------|-----------|--------|
| ◎企業局中期経営計画 | 推進 → | 次期計画の策定 → | 次期計画の推進 → | |
| ◎病院事業中期経営計画 | 推進 → | 次期計画の策定 → | 次期計画の推進 → | |

（6）公社等の見直し

公社等については、平成17年に総点検を実施し、設立目的別にゼロベースで見直したうえで、公社等の将来的な方向性（廃止又は存続）を整理した。そのうえで、毎年度、公社等ごとに経営の効率化等に向けた「公社等見直し計画」を作成し、第三者からの評価を受けたうえで公表し、着実に取組みを推進してきたところであり、今後も、引き続き公社等の運営管理の適正化に取り組んでいく。

【公社等の総点検（平成17年）及びこれまでの見直しの状況】

- 設立目的の種類
 - ・ 県のアウトソーシング先として設立
 - ・ 国の制度や枠組みに基づき全国的に設立
 - ・ 自律的サービスの提供主体として設立
 - ・ 他団体主導（運営）
- 総点検の考え方
 - ・ 県民サービスの必要性
 - ・ 県の事務事業としての適否
 - ・ 県からの委託の適否
 - ・ 民間委託の可否

⇒ [存続] 又は [廃止] を整理
- これまでの見直しの状況
 - ◇ 公社数 39 公社（平成17年度） → 32 公社（平成24年度）
 - ・ 廃止した法人（▲5）
 - （株）山形県県民ゴルフ場管理公社（平成18年3月）
 - （財）山形県国民年金福祉協会（平成19年12月）
 - （財）山形県畜産振興公社（平成20年3月）
 - （財）山形県総合運動都市公園公社（平成21年3月）
 - （財）山形県公営企業振興協会（平成22年3月）
 - ・ 統合した法人（▲2）
 - （財）山形県農業公社と（財）山形県農業振興機構
 - （現；（公財）やまがた農業支援センター（平成19年12月～））
 - （財）山形県下水道公社と（財）山形県建設技術センター
 - （現；（財）山形県建設技術センター（平成23年4月～））
 - ・ 廃止予定の法人（2）
 - 山形県住宅供給公社（平成34年度末）
 - 山形県道路公社（平成42年度末）
 - ◇ 県からの補助金・委託料 100 億円（H17）→69 億円（H24）

① 「公社等見直し計画」の着実な実施

公社等に関する指導指針に基づき、「公社等見直し計画」を毎年度作成のうえ、県ホームページで公表し、公社等の将来的な方向性（廃止又は存続）に沿った運営管理の適正化に取り組む。

② 不断の見直し

「公社等見直し計画」については、社会経済情勢の変化に応じて、廃止の予定時期や経営の効率化等に向けた取組内容、さらには公社等の将来的な方向性も含め見直しを行う。

③ 公社等に関する指導等

公社等に関する指導指針に基づき、外部の有識者からなる山形県行政支出点検・行政改革推進委員会から、「公社等見直し計画」の評価、意見を受ける。

【公社等に関する指導指針（平成23年3月改正）】（概要）

- ◎ 目的
公社等の運営管理の適正化
- ◎ 対象公社等
 - ・ 県が25%以上出資している法人
 - ・ 県行政と密接な関係を有し県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人
- ◎ 公社等の運営管理の適正化
 - 指導等を行ううえでの共通となる考え方
事業の意義・事業手法の妥当性・県の関与の必要性について検証し、公社等に対し指導及び助言等を行うとともに、必要な見直しを行う。
 - 「公社等見直し計画」の作成と公表
 - ・ 毎会計年度「公社等見直し計画」を作成
 - ・ 県のホームページで公表
 - ・ 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会に報告し、意見や助言を得る
 - その他
会計基準の厳正な運用、外部評価の推進、透明性の確保、資金の管理運用

出先機関の「見直し方針」について

平成 23 年 2 月に山形県行政支出点検・行政改革推進委員会より示された『出先機関の「見直しの方向性」について』を踏まえ、平成 23 年度、24 年度において、担当部局が、今後の組織体制や組織運営のあり方について「見直し方針」をとりまとめた。

「見直し方針」のうち、組織体制に関連する主なものは、下表のとおり。

| 出先機関 | 「見直し方針」主な内容（組織体制に関連する部分） |
|------------|---|
| 総合療育訓練センター | <p>□成人部門の見直し 身体障がい者機能訓練、高次脳機能障がい者に対する生活訓練を実施している成人部門については、民間の受入れ状況と新たな制度の動向を踏まえつつ、民間移行に向け検討していく。 ⇒ 平成 25 年度から、民間等に移行する予定。</p> <p>□発達障がい支援機能の強化 初診待ち期間の短縮及び地域の関係機関との連携強化に向けた組織体制の充実を図っていく。 ⇒ 平成 25 年度から、総合療育訓練センター発達障がい支援部門の充実を図り、発達診断前の調査及びフォローアップ体制を強化していく予定。</p> <p>□重症心身障がい児支援部門の強化 N I C U 等高度周産期医療の後方支援機関として、要医療重症心身障がい児向け専用病床の整備や医療的訓練等のニーズを踏まえた組織体制の充実を図っていく。 ⇒ 平成 28 年度に新医療棟を開設し、専用病床の拡充を図る予定。</p> |
| 知的障がい児施設 | <p>□夜勤体制の見直し やまなみ学園、鳥海学園については、今後の加齢児の移行（入所児童の減少）を踏まえた勤務体制の見直しを行い、夜勤体制を現行の 4 人体制から 3 人体制に変更することを検討。 ⇒ 平成 25 年度から実施予定。</p> <p>□発達障がい支援体制の強化 各施設の療育相談部門に専門職員を配置するなど、機能の充実・強化を図る。 ⇒ 平成 25 年度から、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園の療育相談部門に専門職員を配置し、相談機能の充実強化を図る予定。</p> |
| 鶴岡乳児院 | <p>□民間移譲について 「入所児童の専門的養育機能の維持向上」、「経営の継続性・安定性の確保」など移譲先に求める条件を整理した。今後、当面は効率化を図り直営で運営するが、運営を希望する法人がある場合は、整理した条件を踏まえながら移譲等に向けた検討を行う。</p> |

| 出先機関 | 「見直し方針」主な内容（組織体制に関連する部分） |
|------------------------|---|
| 産業技術短期大学校及び職業能力開発校 | <p>□総務事務の効率化</p> <p>産業技術短期大学校と山形職業能力開発専門校両校の総務部門を産業技術短期大学校に集約する方向で検討を進める。</p> <p>⇒ 平成 25 年度から実施予定。</p> |
| 工業技術センター及び農林水産関係試験研究機関 | <p>□食品加工部門の機能強化</p> <p>食品加工分野における研究開発部門を持つ農業総合研究センターと工業技術センターの機能が、消費者や生産者、食品製造業者などから求められるニーズに的確に対応し、より一体的な形で発揮できるようにするため、農産物の加工分野における研究機関の整備について検討を進める。あわせて、商品開発プロジェクトの先行実証に取り組む。</p> |

<参考> 【第3次山形県総合発展計画 短期アクションプラン（平成25年度～28年度）】（概要）

- 「県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し、生き活きと輝いて生きていける山形県」の実現に向け、施策展開の柱として、次の6つのテーマを設定し、テーマごとに推進すべき施策を設定。

テーマ1：県勢の発展を担い、未来を築く子育て支援・人づくりの充実

総合的な少子化対策を一層推進するとともに、郷土への愛着と誇りを醸成する教育の展開や、若者が生き活きと活躍できる環境づくりなど、本県の発展を担う多様な人材の育成に向け、「子育て」から始まる「人づくり」を進める。

施策1：総合的な少子化対策の推進

結婚支援の充実強化、待機児童対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進、子育て家庭等に対する経済的支援の充実 など

施策2：子どもの多様な力を引き出す教育の推進

少人数学級編制の推進、郷土への誇りや愛着の醸成、社会全体で子どもをいじめから守る県民運動の展開 など

施策3：若者が活躍する環境づくりの推進

総合的な若者支援の推進（やまがた若者活躍応援プロジェクトの推進）、安定した雇用の創出・確保による生活基盤の確保 など

施策4：多様な県民活動の促進

男女共同参画社会づくりの促進、高齢者・障がい者等の社会参画の促進、協働の社会づくりの推進 など

施策5：文化・芸術、スポーツの振興

山形駅西口文化施設の整備の推進、地域文化の伝承活動の促進、プロスポーツへの支援、スポーツ競技力の向上 など

テーマ2：いのちと暮らしを守る安全・安心な社会の構築

生涯を通して適切な保健・医療・福祉サービスを切れ目なく提供するとともに、「減災」の観点も重視した災害対応力を強化するなど、県民が安心して心豊かに生き活きと暮らせる社会を構築する。

施策1：安心して健康長寿で暮らせる医療提供体制の充実、健康づくりの推進

医療従事者の確保、地域の拠点病院の機能強化・整備推進、在宅医療の充実、専門医療の充実、健康長寿やまがたの実現 など

施策2：高齢になっても安心して住み続けることのできる社会づくりの推進

高齢者が地域で生き活きと生活できる環境の整備、福祉・介護サービス提供体制の充実、地域包括ケアシステムの推進 など

施策3：障がい者も生き活きと生活できる支援体制の充実

特別支援教育の充実、障がい児（者）の就労支援の充実、総合療育訓練センターの新医療棟の建設、発達障がい児（者）への支援の充実 など

施策4：危機管理機能の充実強化

地域防災力の強化、総合的な雪対策の推進、災害時医療救護体制の充実強化、東日本大震災からの復興支援の充実 など

施策5：暮らしの安全・安心の確保

治安対策の推進、交通安全の推進、放射性物質対策の推進 など

テーマ3：強みと特色を活かした産業振興・雇用創出

本県が強みを有する分野や成長が見込まれる分野などにおいて産業集積を進めるとともに、アジアを中心とした地域との経済交流を強化・拡大するなど、国内外の競争に打ち勝つ産業の振興を図る。また、こうした産業振興施策と一体となった安定的な雇用創出を図る。

施策1：競争力を持つ産業群の形成

有機EL等の事業化・産業化の促進、バイオ産業・自動車関連産業の集積促進、成長分野における事業展開の促進、戦略的な企業誘致の推進 など

施策2：中小企業の振興

中小企業の経営力・技術力の強化、中小企業の経営改善・再生支援の充実、新規創業・新分野進出の促進 など

施策3：県産品の販売拡大

「県産品愛用運動」のさらなる推進、県産品のPR活動の強化、県内企業の海外展開や取引拡大の促進 など

施策4：地域資源を活用した観光交流の拡大

DESTINATIONキャンペーンを契機とした新たな観光戦略の展開、海外事務所を活用した海外からの誘客の促進 など

施策5：安定的な雇用の創出・確保

産業振興と一体となった安定的な雇用・就業対策の推進、技能五輪を契機とした産業人材の育成、地域ビジネスの創出・振興 など

テーマ4：高い競争力を持ち、豊かな地域をつくる農林水産業の展開

県民そして国民のいのちを支える産業であり、幅広い分野につながり地域活性化の原動力となる農林水産業を起点とした産出額の拡大を図り、日本の食を支える食料供給県山形の地位を不動のものにする。

施策1：競争力の高い農林漁業経営体の育成

生産効率の高い経営体の育成、つや姫を牽引役とした県産米の生産・販売戦略の展開、山形生まれ・山形育ちの畜産物の生産拡大 など

施策2：農林水産業を起点とする多様な経営展開

農と食による地域の魅力創造運動の展開、「食産業王国やまがた」の構築（6次産業化の積極的展開）、直売等を核とした多様な担い手による生産・加工・販売活動の促進 など

施策3：県産農林水産物の流通・販売の促進

戦略的な流通・販売の展開、学校、福祉・医療施設などでの地産地消の促進、県産農林水産物の輸出促進 など

施策4：農山漁村資源の積極的活用

県産木材の活用による木材関連産業の振興、多彩な水産資源を活用した水産業の振興、農林水産業における再生可能エネルギーの活用促進 など

施策5：農林水産業を支える人材・基盤づくり

本県農業を牽引する農業者や法人の育成・確保、農林水産業を支える特色ある技術開発の推進、鳥獣被害防止対策の促進 など

テーマ5：エネルギーを安定供給し、持続的な発展を可能にする環境資産の保全・創造・活用

安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入を促進し、これを産業振興や地域活性化に繋げていくとともに、本県の豊かな自然環境の保全・創造を図るなど、環境先進地山形の構築を進める。

施策1：再生可能エネルギー等の導入促進と省エネルギーの推進

風力発電・太陽光発電などの大規模事業の県内展開の促進、家庭及び事業所・公共施設への再生可能エネルギーの導入促進、産業振興・地域活性化への展開 など

施策2：環境資産の保全・創造・活用による地域活力の向上

環境への負荷の少ない循環型社会の構築、水環境や里山・森林の保全、環境エネルギー教育の充実 など

テーマ6：地域活力を生み出し災害に強い県土基盤の形成

広域交通ネットワークの機能強化と代替性・多重性の確保を進めるなど、県民の暮らしや産業を支える災害に強い社会資本の整備を進める。また、多様で利便性の高いサービスを利用できるよう都市機能の強化を図るとともに、中山間地域等における快適で暮らしやすい居住環境の形成を進める。

施策1：広域交通ネットワークの整備促進

格子状骨格道路ネットワークの形成、鉄道ネットワークの機能強化、航空ネットワークの機能強化、酒田港の物流機能の強化 など

施策2：県民の生活を支える社会資本の整備・強化

自然災害被害を最小限に留める施設の整備、地域の足となる交通手段の維持・充実、社会資本の効率的・効果的な維持管理・更新の推進 など

施策3：活力ある都市と魅力ある中山間地域の形成

地域コミュニティの再生、孤立危険集落対策の促進、地域の実情に応じた住生活環境づくりの推進、都市の拠点性の強化 など

[参考資料]

山形県行財政改革推進プランの策定経過

- 平成 24 年 6 月 25 日 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会(第 1 回)
(本県の行財政改革の取組状況、県行財政を取り巻く現状と課題)
- 平成 24 年 8 月 27 日 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会(第 2 回)
(プランの基本的考え方、主要項目の検討)
- 平成 24 年 8 月 29 日 山形県行財政改革推進本部会議(第 1 回)
(プランの基本的考え方)
- 平成 24 年 10 月 29 日 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会(第 3 回)
(プランの検討方向、具体的項目の検討)
- 平成 24 年 11 月 26 日 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会(第 4 回)
(プラン骨子(案))
- 平成 24 年 12 月 6 日 山形県行財政改革推進本部会議(第 2 回)
(プラン骨子決定)
- 平成 24 年 12 月 17 日 県議会総務常任委員会
(プラン骨子報告)
- 平成 24 年 12 月 19 日 県議会人口減少社会対策特別委員会
(プラン骨子報告)
- 平成 25 年 2 月 7 日 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会(第 5 回)
(プラン案提示)
- 平成 25 年 2 月 12 日 山形県行財政改革推進本部会議(第 3 回)
(プラン案決定)
- 平成 25 年 2 月 15 日 県議会議会運営委員会
(プラン案報告)
- 平成 25 年 2 月 15 日 パブリック・コメントの実施
- 平成 25 年 2 月 22 日 県議会総務常任委員会
(プラン案報告)
- 平成 25 年 3 月 21 日 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会(第 6 回)
(プラン成案提示)
- 平成 25 年 3 月 25 日 山形県行財政改革推進本部会議(第 4 回)
(プラン決定)

山形県行財政改革推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 現下の厳しい行財政環境の中、「活力溢れる山形」の創造を目指し、地域主権時代に対応した行財政改革を推進するため、山形県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革の基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、知事部局の各部長、会計管理者、各総合支庁長、企業管理者、病院事業管理者、議会事務局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に、本部会議に付議すべき事案の調査検討及び調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は総務部長をもって充て、副幹事長は総務部次長をもって充てる。

4 幹事は、知事部局の各部次長、会計局次長、各総合支庁総務企画部長、東京事務所長、企業局長、病院事業局長、議会事務局次長、教育庁理事、警察本部警務部長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び人事委員会事務局職員課長をもって充てる。

5 前2項において、充てる職が複数の場合は、本部長が指名する者とする。

6 幹事長は、幹事会を総括する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長のうちあらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。

8 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。

(プロジェクトチーム)

第7条 幹事会に、特定の事項を調査検討させるため、必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(事務局)

第8条 本部に、本部の庶務その他の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局は、人事課、行政改革課及び財政課をもって組織し、事務局長は、行政改革課長をもって充てる。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(やまがた改革推進本部設置要綱の廃止)

2 やまがた改革推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

山形県行政支出点検・行政改革推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 「地域主権時代の県政運営指針（山形県行財政改革推進プラン）」（以下「県政運営指針」という。）の取組内容等及び新たな行財政改革の指針の策定等について、県民の視点から評価と助言を得るため、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県政運営指針の進捗状況等に対する評価、意見又は助言を行うこと。
- (2) 県政運営指針の取組みに係る個別課題に対する意見又は助言を行うこと。
- (3) 新たな行財政改革の指針の策定に関する意見、助言を行うこと。

(組 織)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 産業経済関係者
- (3) 行政経験者
- (4) 一般公募による者
- (5) その他県政運営指針の推進に必要と認められる者

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(部 会)

第6条 委員会に個別課題に係る専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員会の委員及び知事が委嘱する委員で構成する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

4 部会長は部会の事務を掌理し、部会会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月9日から施行する。
(「やまがた集中改革プラン」の推進に関する第三者委員会設置要綱の廃止)
- 2 「やまがた集中改革プラン」の推進に関する第三者委員会設置要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

平成24年度「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」委員

<五十音順、敬称略>

いがらし ゆき え
五十嵐 幸 枝 鶴岡市 ビジネスオフィスClear 代表 (中小企業診断士)

いの うえ はじめ
井 上 肇 米沢市 ボランティア山形 代表理事

おお いずみ とし お
大 泉 敏 男 山形市 日本労働組合総連合会 山形県連合会 会長

お じま か な こ
小 嶋 可 那 子 新庄市 あすか工房 代表 (公募委員)

かい や み き
海 谷 美 樹 山形市 NPO法人 Yamagata1 代表理事 (公募委員)

かい やま みち ひろ
◎ 貝 山 道 博 山形市 山形大学人文学部教授 (財政学)

とうかいりん けん いち
東海林 賢 市 山形市 株式会社きらやか銀行 代表取締役常務

◎ : 委員長

この「山形県行財政改革推進プラン」は、山形県のホームページにも掲載しております。

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp>

山形県総務部行政改革課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電 話 023(630)3046 F A X 023(630)2524